

第88回 定時株主総会招集ご通知

日時
2025年8月22日（金曜日）午前10時
(受付開始午前9時)

場所
東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン3階富士の間

「ネットで招集」はこちらから



<https://s.srdb.jp/7921/>

法令および当社定款第18条に基づき、電子提供措置事項から一部を除いた書面を送付しております。なお、ウェブサイトに掲載している招集ご通知（電子提供措置事項）は、閲覧に際して株主様の利便性を高めるため、送付書面から除いた事項を含めた内容で掲載しております。

 = ウェブサイトのみで発信している情報

※下記は送付書面の頁番号を示しており、ウェブサイトに掲載している招集ご通知（電子提供措置事項）の頁番号とは異なります。

目次

株主の皆様へ	P. 1
第88回定時株主総会招集ご通知	P. 2
「ネットで招集」のご案内	P. 4
ご質問・ご意見の事前受付および事前回答公開に関する件	P. 5
インターネットによる議決権行使のご案内	P. 6
TAKARA & COMPANYについて	P. 8
株主総会参考書類	
第1号議案：取締役7名選任の件	P. 13
第2号議案：当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収への対応方針）継続の件	P. 22
事業報告	
当社グループの現況	P. 40
株式の状況	P. 49
役員の状況	P. 50
会計監査人に関する事項	P. 55
剰余金の配当等の決定に関する基本方針	P. 56
業務の適正を確保するための体制および運用状況	
会社の支配に関する基本方針	
連結計算書類	
連結貸借対照表・連結損益計算書	P. 57
連結株主資本等変動計算書	
連結注記表	
計算書類	
貸借対照表・損益計算書	P. 59
株主資本等変動計算書	
個別注記表	
監査報告書	P. 61

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃よりひとかたならぬご支援を賜りまして、心より厚くお礼申しあげます。

2025年5月期は、ディスクロージャー関連事業が堅調に推移し売上高は増加しました。営業利益については各事業ともに人件費や職場環境の改善に伴う経費の増加等により減少しましたが、固定資産の譲渡に伴う特別利益の計上により親会社株主に帰属する当期純利益は増加となりました。現中期経営計画の最終年度となる2026年5月期も各施策を果敢に実行し、業績拡大に努めてまいります。

当社グループの遂行する各事業、また開発・運用するWizLaboは、多くの国内企業の未公開情報が集約される極めて重要な情報インフラとして機能する公共性の高いものです。大量買付行為に関する対応策の継続については、株主意思の尊重を前提とし、株主共同の利益を確保するため本総会に上程いたしました。今後も社会の公器としてあり続け、専門知識を磨き全力を尽くしてまいりますので、議決権のご行使のほどお願い申しあげます。

2026年5月期の配当につきましては、2025年5月末に実施した特別配当30円に続き、剰余金の配当等に関する当社基本方針に基づき1株当たりの年間配当金は120円（中間60円、期末60円）と増配を予定しております。

株主の皆様におかれましては、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

なお、本株主総会招集ご通知は、英文変換をシームレスに行うため、WizLaboにて体裁を工夫して作成しております。

2025年7月
株式会社TAKARA & COMPANY
代表取締役社長 堆誠一郎



2025年7月31日
(電子提供措置の開始日：2025年7月30日)

株主各位

東京都豊島区高田三丁目28番8号
株式会社TAKARA & COMPANY
代表取締役社長 堆誠一郎

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓、日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。なお、本株主総会開催前に当期の有価証券報告書を開示いたします。併せてご確認ください。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.takara-company.co.jp/ir/>



「ネットで招集」

<https://s.srdb.jp/7921/>



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



※当社ウェブサイトのほか、「ネットで招集」、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

※東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）をご利用の場合はアクセス後、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席いただくほか、インターネットまたは書面により議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年8月21日（木曜日）午後6時までに議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1.日時 2025年8月22日（金曜日）午前10時（受付開始午前9時）

2.場所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号ホテルメトロポリタン3階富士の間

- ▶会場ご案内図は「ネットで招集」をご覧ください。
- ▶車椅子にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。
- ▶手話通訳者および英語通訳者が待機しておりますので、ご希望の株主様は総会当日受付にてお申し出ください。

3.目的事項 報告事項

- (1)第88期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2)第88期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案：取締役7名選任の件

第2号議案：当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収への対応方針）継続の件

議決権行使書に議案に対する賛否が表示されていない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱うこといたします。

以上

「ネットで招集」のご案内

「ネットで招集」は様々な情報に加えて、各種機能を搭載しておりますので、ぜひご活用ください。

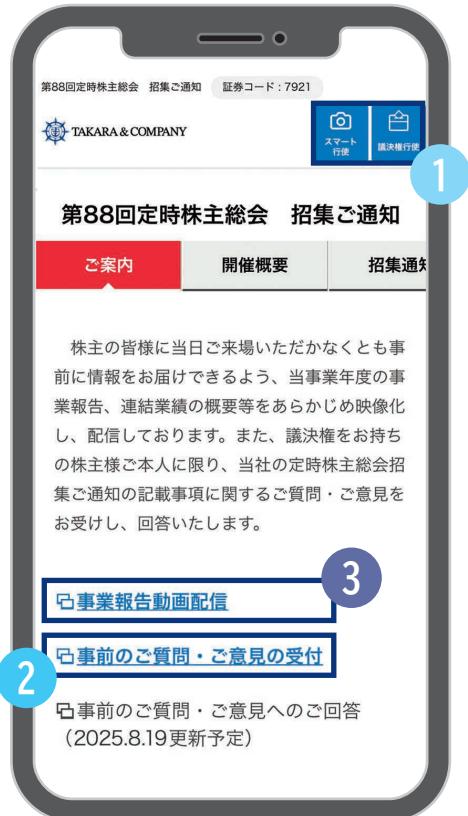
以下は予定となります。変更する可能性がありますことをあらかじめご了承ください。



2025年 7月

31日(木)	1 2 3	招集ご通知発送 「ネットで招集」公開
8月1日(金)		
2日(土)		
3日(日)		
4日(月)		
5日(火)		
6日(水)		
7日(木)		
8日(金)		
9日(土)		
10日(日)		
11日(月)		
12日(火)		
13日(水)		
14日(木)		
15日(金)		
16日(土)		
17日(日)		
18日(月)		
19日(火)		② 事前のご質問・ご意見への ご回答
20日(水)		
21日(木)		
22日(金)		株主総会日 株主通信発送
23日(土)		「ネットで株通」公開
24日(日)		臨時報告書掲載
25日(月)		
26日(火)		
27日(水)		
28日(木)		
29日(金)		
30日(土)		
31日(日)		

<https://s.srdb.jp/7921/>



(イメージ)

ご質問・ご意見の事前受付および 事前回答公開について

受付期限

8月17日（日曜日）
午後6時まで

議決権をお持ちの株主ご本人様に限り、当社の定時株主総会招集ご通知の記載事項に関するご質問・ご意見をお受けし、回答いたします。

「ネットで招集」に入力フォームをご用意しておりますので、アクセスをお願い申しあげます。

承りましたご質問・ご意見の全てにつきまして、回答をお約束するものではございません。また、株主様への個別の説明・連絡を行うものではございませんので、あらかじめご了承ください。

2025年8月17日（日曜日）までにお寄せいただきましたご質問・ご意見につきましては、株主の皆様のご関心が高いと思われる事項を中心に、**2025年8月19日（火曜日）**中に「ネットで招集」にて事前回答を公開する予定であります。

ご留意事項

- ご質問・ご意見のご登録には、同封の議決権行使書用紙に記載の株主番号の入力が必要になります。
- 株主番号または御氏名に不備があった場合は、受付いたしかねますのでご注意ください。
- ご質問内容はできるだけ具体的・簡潔にお願いいたします。
- ご質問はお一人様につき1問とさせていただきます。
- ご質問内容を「ネットで招集」において公開する場合は、株主番号および御氏名を表示しない形で公開いたします。
- 非公開情報に関するご質問、金融商品取引法第166条に定める「重要事項」に該当する可能性のあるご質問、個人情報にかかるご質問、法律上回答ができないご質問等につきましては、回答を控えさせていただきます。

議決権行使書

株主番号 0000000000 議決権行使用紙 0000000000#

期日：2025年8月22日開催の第8回定期総会
議決権行使用紙を提出する場合は、右記の手順にてお手続きください。

2025年 月

議決権	投票	否認

お問い合わせ

- 株主登録会員登録されていない場合は、この議決権行使用紙に「議決権をご記入いただけます」と記載されている場合、ご記入ください。
- 株主登録会員登録されている場合は、一般的な操作手順でご記入ください。
- 株主登録会員登録された場合は、「議決権行使用紙」に記載の「議決権」の欄に「議決権」を記入して下さい。
- 質問の文面は、黒色のインクで記入してください。
（参考）印字機による記入は、印字機の機種によっては、読み取れなくなる場合があります。
- 議決権をインターネット上で提出される場合、
下記の手順にてお手続きください。
ただし、議決権のウェブサイトにアクセスして、議決権を提出する手順を確認ください。この際、議決権用紙を送付される必要はありません。

株式会社 TAKARA & COMPANY

見本

株主番号はこちらに記載されています

株主番号: 00480000000000000000 K1T-00000001#

印字機による記入例

- 以下の事項につきましては、法令および当社定款第18条に基づき、株主様へ送付する書面には記載しておりません。
 - 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および運用状況」および「会社の支配に関する基本方針」
 - 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- 監査役が監査した事業報告、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、株主様へご送付している書面のほか、各ウェブサイトに掲載している上記事項となります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンまたはパソコンなどから議決権行使
ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従
ってご行使くださいますようお願いいたします。

行使期限

8月21日（木曜日）
午後6時まで



スマート行使による方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで

「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でログインいただけます。

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ることにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

画面の案内に従って
行使完了です

この方法での議決権行使は
1回に限ります。



!
**2回目以降の
ログインの際は…**

次頁に記載のご案内に従って
ログインしてください。

スマート行使上で議
案詳細にタッチする
と、「ネットで招集」
と連携します。



インターネットによる
議決権行使についての
お問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関するパソコン・スマートフォン等の操作方法がご不明な場合は、
下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル



0120(652)031

(9:00 ~ 21:00)

※ QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。



議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>



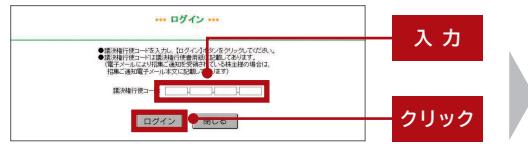
パソコン、スマートフォン、タブレット端末または携帯電話から議決権行使ウェブサイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



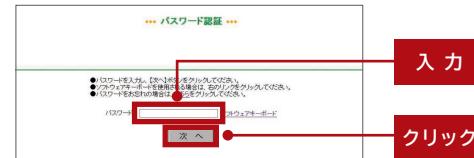
インターネットによる
議決権行使に必要となる、
**「議決権行使コード」と
「パスワード」**が記載されて
います。

アクセス手順

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスし、
ログインしてください



2. パスワードを入力



「次にすすむ」をクリックした後、お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

以降、画面の案内に従い
議決権を行使ください。

ご注意事項

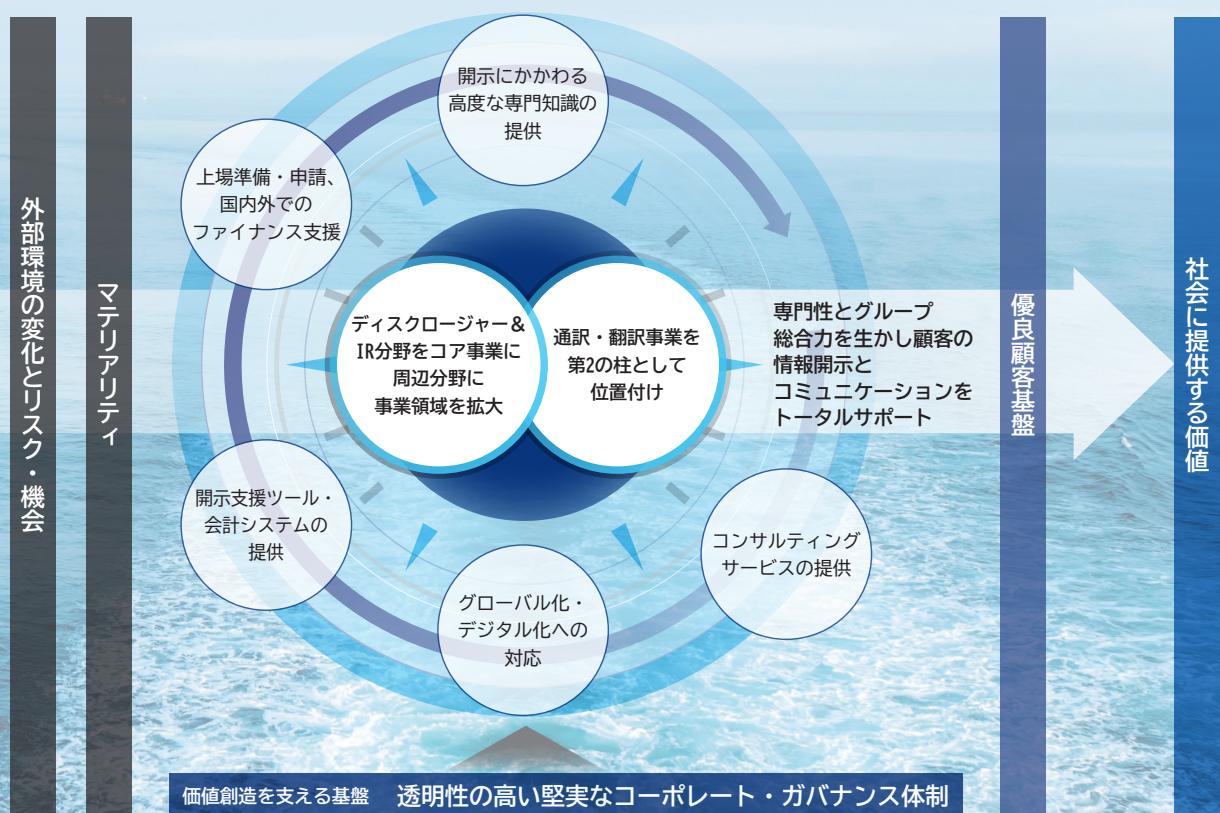
- 「ネットで招集」・「議決権行使ウェブサイト」・「スマート行使」をご利用いただくにあたり、プロバイダーへの接続料金や通信事業者への通信料金については、株主様のご負担となります。
- スマート行使での議決権行使は1回に限ります。行使後に内容を変更される場合は議決権行使ウェブサイトをご利用ください。
- インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。
- インターネットと議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱います。

TAKARA & COMPANYについて

プロフィール

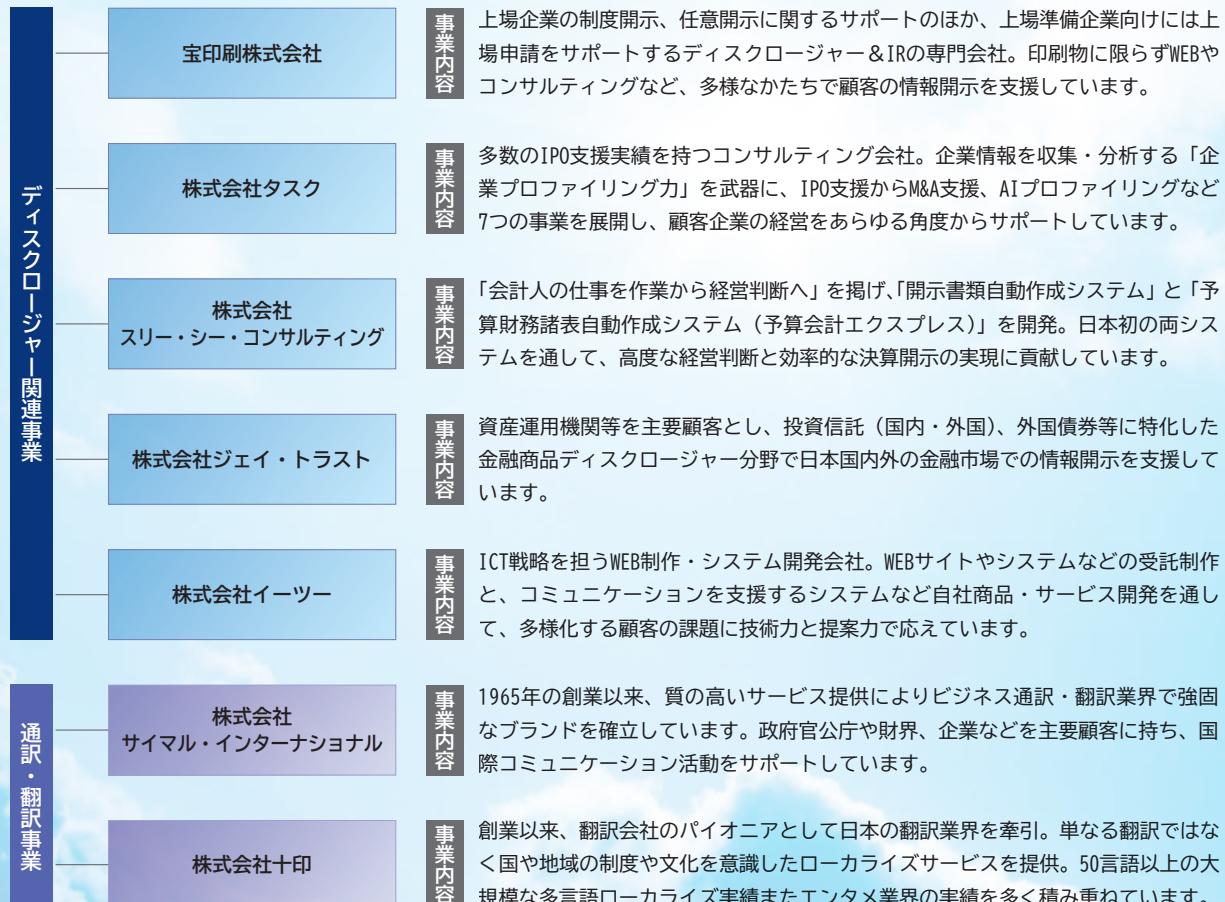
「専門知識を活かして皆様のお役に立ちたい」という創業者の想いから生まれた当社グループは、宝印刷の創業以来、企業の正確かつスピーディな情報開示をお手伝いし、ディスクロージャー＆IR領域で事業基盤を確立してまいりました。昨今、企業価値の拡大を目指すお客様のニーズは多様化、複雑化しています。当社はそれにお応えすべく新たな事業基盤づくりに向けて、「ディスクロージャー関連事業」と「通訳・翻訳事業」を2本の成長柱とし、ポートフォリオの変革へと動き出しています。創業70年を越えて、さらなる成長の実現を目指します。

培ってきた強み



グループの全体像

当社グループは、サステナビリティ経営を推進し、グループ全体の企業価値を最大化する経営体制のもと、傘下の企業はそれぞれが専門性の高い事業を有し各社の連携を深め協業することで、グループ一丸となってお客様の課題解決に挑んでいます。



財務・非財務ハイライト

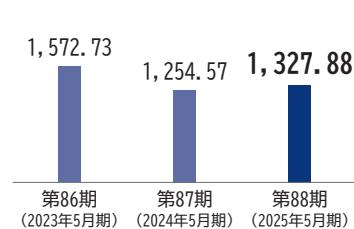
連結財務ハイライト

	中期経営計画2026			
	2024年5月期(実績)	2025年5月期(計画)	2025年5月期(実績)	2026年5月期(計画)
売上高	292億円	300億円	296億円	330億円
ディスクロージャー関連事業	210億円	—	217億円	—
通訳・翻訳関連事業	82億円	—	79億円	—
営業利益	42億円	43億円	40億円	44億円
セグメント利益*				
ディスクロージャー関連事業	33億円	—	33億円	—
通訳・翻訳関連事業	5億円	—	3億円	—
経常利益	43億円	—	42億円	—
親会社株主に帰属する当期純利益	30億円	29億円	40億円	31億円
ROE	11.5%	10.2%	14.1%	10.0%
1株当たり配当金	80.0円	90.0円（予想）	120.0円	120.0円（予想）

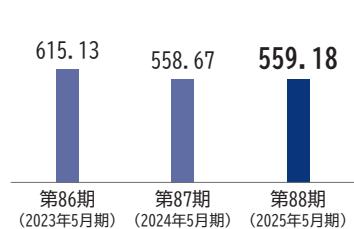
*セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と、前期は334百万円、当期は298百万円、調整を行っております。

非財務ハイライト

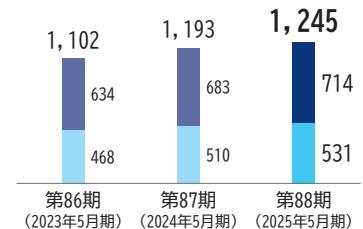
CO₂排出量(電力使用量限定)*¹ (t-CO₂)



紙ゴミのリサイクル量*¹ (t)



従業員数*² (名)



*1 株式会社TAKARA & COMPANYおよび宝印刷㈱の数値です。

*2 連結会社での数値です。

ESGの取組み

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに対する考え方および体制

当社は、「社会の公器としての使命を果たす」という企業理念のもと、「グループ各社の専門性を磨き、お客様の企業価値拡大に貢献し、社会になくてはならないグローバル企業であり続ける」を目指す姿としています。またサステナビリティ基本方針および5つからなる行動指針（Value、Integrity、Professionalism、Diversity、Judgment）のもと、株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーに対しグループ全体の持続的な成長と社会的な存在価値および中長期的な企業価値を向上させるため、倫理・コンプライアンス規程を制定・施行し、役員ならびに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組むなど、内部統制システムの改善を図り、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努めております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要

組織形態	監査役会設置会社
取締役会議長	取締役社長
取締役人数	7名（うち社外取締役4名）
女性取締役人数	2名（うち社外取締役2名）
取締役の任期	1年
取締役会開催回数	14回／年（第88期）
監査役人数	3名うち社外監査役2名

(注)2025年5月31日時点

政策保有株式の保有方針および議決権行使の基準

1. 政策保有株式の保有方針

当社の政策保有株式の保有方針は、当社グループの営業上の取引関係の維持、強化、連携等による企業価値向上を目的とします。当社は、当社グループにおける個別の銘柄ごとの営業上の取引関係等を隨時確認しています。取締役会には、四半期ごとに当社グループにおける個別の銘柄ごとの営業上の取引関係等と資本コストを勘案して保有方針どおりの対応が行われているかを報告するものとします。

2. 議決権行使

政策保有株式に係る議決権の行使については、議案が当該株式の価値向上に資するか否かを判断のうえ、当社グループにおける営業上の取引関係等と資本コストを勘案して総合的に判断することとします。

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針
(コーポレート・ガバナンス報告書)

URL:<https://www.takara-company.co.jp/ir/policy/>



サステナビリティ推進体制

当社グループは社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うことを目的とし、取締役会の諮問機関として当社取締役会のもとに「サステナビリティ委員会」を設置しています。本委員会は、取締役会が指名する3名以上の者で構成され（そのうち常勤取締役1名以上、独立社外取締役1名以上を含むものとする）、委員長は常勤取締役から取締役会が指名し、サステナビリティ実行委員会からサステナビリティに関する活動報告や課題提起などを受けて当社取締役会に報告・提言を行っています。

サステナビリティ推進体制図



当社グループのマテリアリティ

当社グループは「社会の公器としての使命を果たす」という企業理念を掲げています。

当社グループの事業は、お客様のコーポレートコミュニケーション、グローバルコミュニケーションを、様々な形で支援していくことです。お客様のステークホルダーへの情報提供の一助を担い、グローバルソリューションを提供することで、結果として、資本市場における建設的な対話を促進し、日本社会のグローバル化の一翼を担い、人々が未来に向かって豊かに暮らせるサステナブルな社会づくりに貢献できるものと考えています。

当社グループはこうした考えのもと、地球環境に配慮しながらステークホルダーと価値を共創し、共に持続的に成長していくために、当社グループが注力すべきマテリアリティ（重要課題）を特定しています。

マテリアリティ	マテリアリティに注力することで私たちが実現したいこと			重要テーマ（太字は最重要テーマ）
専門知識の蓄積・研鑽と発信			<ul style="list-style-type: none"> 蓄積した専門知識や高度なスキルをベースに、お客様のコーポレートコミュニケーションおよびグローバルコミュニケーションにおける課題の解決に貢献する。 	専門知識の研鑽 グループ各社の特性を活かしたイノベーションの実現 お客様への適時適切な情報提供
ガバナンスの深化			<ul style="list-style-type: none"> お客様が配信する情報に対する信頼性を維持することで、資本市場の発展に貢献する。 グローバルコミュニケーション支援により、国内への投資拡大に貢献する。 	コンプライアンスの徹底 情報セキュリティの強化 グループガバナンスの確立
従業員の幸せ			<ul style="list-style-type: none"> 多様な従業員が仕事を通じて自己実現を図り、生活に幸福と満足を感じ、事業において活発にイノベーションを創出し続けることで、お客様の企業価値向上に貢献する。 	お互いを認め合い、互いに成長できる職場環境づくり 生産性を最大化する多様な働き方の推進 ウェルビーイング（Well-being）の実現
環境問題解決に向けたソリューションの創出			<ul style="list-style-type: none"> グループ全体の環境負荷低減を推進する。 お客様の環境問題側面における課題解決の取組みを支援することで、地球環境の保護に貢献する。 	環境問題に取り組む企業への支援 限りある資源の有効活用 気候変動問題への対応
ステークホルダーとの共栄			<ul style="list-style-type: none"> ステークホルダーとともに新たな価値を創出する、経営のプラットフォームとしての役割を担うことで、持続可能な社会づくりに貢献する。 	ステークホルダーとの対話推進 サプライチェーンマネジメントの深化 公共セクター（政府関係団体等）との協働と価値創出

株主総会参考書類

第1号議案：取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

男性5名（71.4%）女性2名（28.6%）

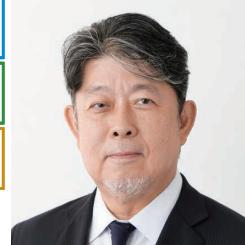
候補者番号	氏名 (ふりがな)	年齢	現在の当社における地位	上場企業の兼職数	当事業年度の取締役会への出席状況
1	再任 堆誠一郎 (あくつせいいちろう)	71	代表取締役社長	—	100% (14回／14回)
2	再任 野村周平 (のむらしゅうへい)	42	取締役	—	100% (14回／14回)
3	再任 白井恒太 (しらいこうた)	64	取締役	—	100% (10回／10回)
4	再任 井植敏雅 (いうえとしまさ)	62	取締役	3	100% (14回／14回)
5	再任 関根近子 (せきねちかこ)	71	取締役	1	100% (14回／14回)
6	再任 椎名茂 (しいなしげる)	61	取締役	2	100% (14回／14回)
7	再任 川島いづみ (かわしま)	70	取締役	1	100% (14回／14回)

候補者番号	1	再任	
氏名	堆誠一郎 (あくつせいいちろう)		
生年月日	1953年12月17日生（満71歳）		
所有する当社株式数	64,160株		
当事業年度の取締役会への出席状況	100% (14回／14回)		
取締役候補者とした理由	当社入社以来、管理部門を中心に当社業務全般を熟知するとともに豊富な業務知識と経験を有し、職務を適切に遂行。1991年8月に取締役、2002年8月に代表取締役社長就任以来、当社グループの経営統括責任者としての実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き候補者としております。		
略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	1986年1月 宝印刷株式会社（現株式会社TAKARA & COMPANY）入社 1989年5月 同社社長室長 1991年7月 同社総合企画部長 1991年8月 同社取締役総合企画部長 1996年10月 同社取締役経理部長 1997年8月 同社常務取締役経理部長 2002年8月 同社代表取締役社長（現任） 2019年12月 宝印刷株式会社（新設）代表取締役社長 2024年8月 同社代表取締役会長（現任）		

候補者番号	2	再任
氏名	野村周平 (のむらしゅうへい)	
生年月日	1983年6月7日生（満42歳）	
所有する当社株式数	1,300株（※）	
当事業年度の取締役会への出席状況	100%（14回／14回）	
取締役候補者とした理由	当社入社以来、管理部門および営業部門を中心に当社業務を経験し豊富な知識と経験を有しており、当社グループ経営に貢献することが期待できることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き候補者としております。	
略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	<p>2007年10月 宝印刷株式会社（現株式会社TAKARA & COMPANY）入社</p> <p>2010年12月 株式会社野村代表取締役（現任）</p> <p>2015年2月 宝印刷株式会社名古屋営業所長</p> <p>2019年7月 同社執行役員 ディスクロージャー＆IR営業一部長</p> <p>2019年12月 宝印刷株式会社（新設）執行役員 ディスクロージャー＆IR営業一部長</p> <p>2022年8月 同社取締役常務執行役員 ディスクロージャー＆IR営業本部長（現任） 当社取締役（現任）</p>	

※株式会社野村代表取締役であり、同社は当社株式632,800株（持株比率4.87%）を別途所有しております。

候補者番号	3	再任
氏名	白井恒太 (しらいこうた)	
生年月日	1961年5月23日生（満64歳）	
所有する当社株式数	2,900株	
当事業年度の取締役会への出席状況	100%（10回／10回）	
取締役候補者とした理由	当社入社以来、顧客向けITツールの開発部門および営業部門を中心に当社業務を経験するとともに、金融機関での勤務や海外駐在経験を活かし、グループ会社間の事業連携や営業展開等を幅広く推進しており、当社のグループ経営に貢献することが期待できることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き候補者としております。	
略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	<p>1985年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行</p> <p>2015年12月 宝印刷株式会社（現株式会社TAKARA & COMPANY）入社</p> <p>2017年7月 同社執行役員ITサービス営業部長</p> <p>2019年12月 宝印刷株式会社（新設）執行役員 ディスクロージャー＆IR営業三部長</p> <p>2022年8月 同社取締役常務執行役員</p> <p>2024年8月 同社代表取締役社長（現任） 当社取締役（現任）</p>	

候補者番号	4	再任	
氏名	井植敏雅 (いうえとしまさ)	社外	
生年月日	1962年12月3日生（満62歳）	独立	
所有する当社株式数	一株		
当事業年度の取締役会への出席状況	100%（14回／14回）		
社外取締役候補者とした理由および期待される役割	代表取締役をはじめとする要職を歴任され、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。社外取締役として客観的な立場から取締役会の審議へ参加し、当社の経営に有用な意見をいただけるものと期待しております。 なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。		
略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	1989年4月 三洋電機株式会社入社 1996年6月 同社取締役 2002年6月 同社代表取締役副社長 2005年6月 同社代表取締役社長 2007年6月 同社特別顧問 2010年2月 株式会社LIXILグループ副社長執行役員 2011年4月 株式会社LIXIL取締役副社長執行役員 2016年6月 株式会社LIXILグループ取締役 2017年7月 同社顧問 2018年6月 株式会社エンプラス社外取締役（監査等委員）（現任） 2019年8月 宝印刷株式会社（現株式会社TAKARA & COMPANY）取締役（現任） 2020年6月 亀田製菓株式会社社外取締役（現任） 株式会社西島製作所社外取締役（現任）		

候補者番号	5	再任	
氏名	関根近子 (せきねちかこ)	社外	
生年月日	1953年12月16日生（満71歳）	独立	
所有する当社株式数	一株		
当事業年度の取締役会への出席状況	100%（14回／14回）		
社外取締役候補者とした理由および期待される役割	<p>大手化粧品会社の執行役員として培われた経験に加え、他社の代表取締役および社外取締役を務めるなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。社外取締役として多角的な視点から取締役会の審議へ参加し、当社の経営に有用な意見をいただけるものと期待しております。</p> <p>なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。</p>		
略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	<p>1972年4月 資生堂山形販売株式会社入社</p> <p>2006年4月 資生堂販売株式会社（現資生堂ジャパン株式会社） 大阪支店支店長</p> <p>2008年4月 株式会社ディシラ本部出向 全国営業本部長</p> <p>2009年10月 株式会社資生堂国際マーケティング部美容企画推進室室長</p> <p>2012年4月 同社執行役員</p> <p>2014年4月 同社執行役員常務</p> <p>2016年1月 同社顧問</p> <p>2018年4月 株式会社Bマインド代表取締役（現任）</p> <p>2019年8月 宝印刷株式会社（現株式会社TAKARA & COMPANY）取締役（現任）</p> <p>2021年6月 東リ株式会社社外取締役（現任）</p>		

候補者番号	6	再任
氏名	椎名茂 (しいなしげる)	社外
生年月日	1964年5月10日生（満61歳）	独立
所有する当社株式数	一株	
当事業年度の取締役会への出席状況	100%（14回／14回）	
社外取締役候補者とした理由および期待される役割	<p>グローバル企業における経営者としての豊富な経験に加え、M&Aや情報技術に関する幅広い知見を有しております。社外取締役として企業経営の専門家として取締役会の審議へ参加し、当社の経営に有用な意見をいただけるものと期待しております。</p> <p>なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。</p>	
略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	<p>1991年10月 NEC株式会社入社</p> <p>1999年5月 KPMGグローバルソリューション株式会社入社</p> <p>2007年7月 ベリングポイント株式会社常務執行役員</p> <p>2009年5月 プライスウォーターハウスクーパースコンサルタンツ株式会社常務執行役員</p> <p>2012年7月 プライスウォーターハウスクーパース株式会社代表取締役社長</p> <p>2016年6月 KPMGコンサルティング株式会社代表取締役副社長</p> <p>2020年6月 株式会社ミクニ社外取締役（現任）</p> <p>2021年3月 株式会社ホットリンク社外取締役（現任）</p> <p>2021年6月 C Channel株式会社社外監査役（現任）</p> <p>2021年8月 当社取締役（現任）</p> <p>2022年8月 マーヴェリック株式会社代表取締役（現任）</p>	



候補者番号	7	再任	
氏名	川島いづみ (かわしま)	社外	
生年月日	1955年6月25日生（満70歳）	独立	
所有する当社株式数	一株		
当事業年度の取締役会への出席状況	100%（14回／14回）		
社外取締役候補者とした理由および期待される役割	<p>金融商品取引法、会社法を大学研究機関において長きに渡り専門領域とし、また英国、米国の会社法にも十分な知見を有しております。社外取締役としてサステナビリティ開示を含む法令研究の専門家として取締役会の審議へ参加し、当社の経営に有用な意見をいただけるものと期待しております。</p> <p>なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。</p>		
略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	<p>1985年3月 早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得満期退学</p> <p>1989年4月 岐阜経済大学経済学部助教授</p> <p>1996年4月 専修大学法学部教授</p> <p>2004年9月 早稲田大学社会科学総合学術院教授（現任）</p> <p>2016年6月 沖電線株式会社社外取締役</p> <p>2018年6月 沖電気工業株式会社社外取締役（現任）</p> <p>2023年8月 当社取締役（現任）</p>		

(注)1. 各候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。

2. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
3. 井植敏雅氏、関根近子氏、椎名茂氏および川島いづみ氏は、社外取締役候補者であります。
4. 川島いづみ氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、選任理由に記載したとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 井植敏雅氏、関根近子氏、椎名茂氏および川島いづみ氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 白井恒太氏は、2024年8月23日開催の第87回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしましたので、当事業年度の取締役会への出席状況は就任後の取締役会の出席回数を記載しております。
7. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社および当子会社の会社法上の取締役、監査役および執行役員制度上の執行役員であり、被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金および争訟費用は、当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約には、被保険者の違法な私的利益供与、インサイダー取引、犯罪行為等による賠償責任は填補の対象とされない旨の免責事項が付されております。各候補者が取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また当社は本契約を、保険期間の終了後も更新することを予定しております。

(ご参考)

第1号議案が承認された場合の役員体制および当社が特に期待する専門性は以下のとおりとなります。

なお、これらは各役員が有する全ての知見を表すものではありません。

氏名	企業経営/ 経営戦略	財務・会計 /M&A	ディスクロージャー	通訳・翻訳/ グローバル	ESG/ダイバーシティ	法務
取締役						
堆誠一郎	再任	●	●	●	●	
野村周平	再任	●	●	●	●	
白井恒太	再任	●	●	●	●	
井植敏雅	再任 社外 独立	●	●	●	●	
関根近子	再任 社外 独立	●	●	●	●	
椎名茂	再任 社外 独立	●	●	●	●	
川島いづみ	再任 社外 独立	●	●	●	●	●
監査役						
菅谷憲利			●	●		
松尾信吉	社外 独立	●	●	●	●	
高野大滋郎	社外 独立	●	●	●	●	●

企業経営/経営戦略：企業経営の経験やリスクマネジメントの知見を有する

財務・会計/M&A：有資格者および財務・会計の知見やM&Aの経験を有する

ディスクロージャー：ディスクロージャーの営業経験や金融商品・金融分野の知見が豊富である

通訳・翻訳/グローバル：通訳・翻訳事業の経験や業界知見および海外事業展開や外国企業とのビジネス経験を有する

ESG/ダイバーシティ：環境、社会貢献活動や、企業ガバナンス等の知見、多様な働き方等への知見を有する

法務：有資格者および法令への知見を有する

第2号議案：当社株式の大量買付行為に関する対応策 (買収への対応方針) 継続の件

当社は、2007年8月23日開催の当社第70回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）を導入いたしました。その後、定時株主総会（直近は、2022年8月26日開催の当社第85回定時株主総会）の決議に基づき継続しております（以下、現行の買収への対応方針を「現プラン」といいます。）。現プランの有効期限は、2025年8月22日開催予定の当社第88回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社では、2015年7月21日に制定した「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に基づき、株主意思の尊重を前提として株主共同の利益を確保するため、現プランの継続の是非も含め、環境の変化に合わせてその内容について引き続き検討してまいりました。

当該検討において、当社事業の特性は次のとおりであると再認識いたしました。

当社グループが遂行する事業は、機密性または秘匿性の高い法定および任意のディスクロージャー関連書類およびIR関連書類の作成支援および翻訳等を専門とする公益性ないし公共性の高いものであり、また、当社グループが開発・運用するソフトウェア、統合型ビジネスレポートシステム「WizLabo」は、金融商品取引法、会社法上の法定開示書類を、効率的かつ正確に作成するための重要なプラットフォームの役割を果たしております。

WizLaboは、これまでに国内における上場企業等の半数超に導入実績があり、当該プラットフォーム上には、わが国上場企業等の未公開情報（経理データ、業績データ等）が集約され、また同様のサービス提供が可能な体制を持つ企業は国内においては当社含めた主要2社の状況であり、国家経済および金融市場の維持・安定において極めて重要な情報インフラとして機能しております。



このため、当社の事業も「情報処理サービス業」として、外為法上のいわゆる「コア業種以外の事業のみを営んでいる会社」に相当するものであると捉えております。

これらを前提とし、慎重に検討した結果、来る本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを継続（以下、新たに継続するプランを「本プラン」といいます。）することを、社外取締役4名を含む2025年7月9日開催の取締役会において決定しました。

本プランの継続にあたり、株主意思の尊重を前提としてプランの見直しを行っておりますが、その主な変更点は次のとおりです。

- ①本プランの適用対象となる当社株式の買付の定義について見直しを行いました。（後述の「第3-2-③」を追加しております）
- ②対抗措置発動の停止等について明記しました。（後述の「第3-3-(9)」を追加しております）
- ③その他語句の修正・文言の整理を行いました。

本プランの継続と見直しにつきましては、社外監査役2名を含む監査役3名も本プランが適正に運用されることを条件として全員が賛成する旨の意見を述べております。

なお、当社は現時点で、当社株式の大規模な買付行為等に関する具体的提案はなされておりません。また、2025年5月31日時点の当社株式および大株主の状況は、事業報告「株式の状況」のとおりです。

第1：当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、中長期的な観点で株主の皆様に継続して還元し得る利益を確保すること、また、経営の独立性を保ち、当社の社会的役割・使命を十分に果たすことを通じてのみ当社の企業価値の向上および株主共同の利益の確保が実現されるものと確信しております。また、株主の皆様はもちろん、顧客を中心に、取引先、従業員等のステークホルダーとの健全で適切な関係を維持、発展させていくことが極めて重要であり、これこそが当社グループの基幹業務であるディスクロージャーとIRの分野に加えて通訳・翻訳事業における優位性を保つための基本であると考えております。

従って、当社株式の買付の提案を受けた場合に、当社は、その提案が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を真摯に検討し、適切に判断することが必要であり、これには、買付者の提案する事業計画の実現可能性・適法性に加えて、当社グループが有する有形無形の経営資源、特に、顧客からの信頼に与える影響を中心に、各ステークホルダーに与える個々の影響とそれが当社の企業価値に及ぼす影響、当社グループの財務と業務の実情、その他当社の企業価値を構成する諸要因を十分に把握・検討する必要があると考えます。

当社は、株主にとってできる限り有利な取引条件を目指した交渉を実現するためにも、上記のような把握・検討に基づいて、当社グループの基幹業務であるディスクロージャーおよびIRに関するノウハウや「WizLabo」に象徴される企業価値が毀損され、これにより株主共同の利益を損なう可能性があると判断される当社株式の大量買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

具体的には、大量買付行為のうち、①当社の企業価値および株主共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、②強圧的二段階買付等、株主の皆様に当社株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの（公開買付けにおいて、あらかじめ二段階目の買付条件を当初の買付条件よりも不利に設定して買付けを行うこと。この場合、株

主が最初の買付けへ応募せざるを得ないこととなる。）、③買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われるもの、④買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を株主の皆様に十分に提供することなく行われるもの、⑤買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性等）が当社の企業価値に鑑み不十分または不適当であるもの等は、当社の企業価値および株主共同の利益に資するものではないと判断いたします。

一方で、提案の内容が当社の企業価値および株主共同の利益に資する真摯なものであるとみなされる場合は、当該提案を真摯に検討し、株主にとってできる限り有利な取引条件を目指した交渉を行うべきであると捉えています。

第2：本方針の実現に資する取組みについて

1. 当社の企業価値の源泉について

当社グループは、ディスクロージャー関連事業において、子会社である宝印刷株式会社を中心として、上場企業等の顧客から受託する金融商品取引法、会社法等のディスクロージャーおよびIRに関する書類の作成支援等および当該作成支援に資するため、統合型ビジネスレポートシステム「WizLabo」を開発し、顧客のインサイダー情報を含む決算情報等の作成プラットフォームを提供しており、公正な資本市場の発展にとって重要な役割を果たしております。とりわけ当社グループの事業の円滑な遂行に困難な状況が生じた場合、顧客データの運用が妨げられ、顧客によるディスクロージャーやIRの活動に支障をきたし、ひいては公正な資本市場の維持に重大な影響を与える可能性があり、当社グループは、事業の遂行に関し重大な社会的責任を負っているものと考えております。

また、通訳・翻訳事業においても、ディスクロージャー関連書類の翻訳に限らず、顧客（政府機関を含む）の重要な機密を取り扱っており、当社グループの事業においては、顧客から受託する情報（インサイダー情報を含む。）の機密性または秘匿性を保持・確保するセキュリティ環境および高度な専門性が求められております。

顧客へ提供するディスクロージャーやIRに関する情報や各種ツール、個々の従業員が保持するノウハウや当社およびグループ各社の業務にご協力いただける取引先とのネットワーク、「WizLabo」によるプラットフォームは、当社およびグループ各社が創業以来培ってきた貴重かつ重要な資産であり、顧客からの信頼を獲得し、同時に顧客のニーズに応じた行動ができる環境をつくり、組織の力を高めていく経営を行うことこそが、当社の企業価値の源泉であると考えております。

2. 企業価値向上のための取組み

当社は創業以来、機密性または秘匿性の高い顧客のディスクロージャーおよびIR関連書類の作成支援および通訳・翻訳等を専門とする事業をグループ全体として営んでおり、専門的な知識はもとより、「WizLabo」を含めた情報管理体制、品質管理体制などを重視した経営体制を確保しております。

当社グループでは、リスク管理体制の強化に取り組むなど、内部統制システムの整備・改善を図り、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に基づきコーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努めるとともに「中期経営計画2026」を策定し、目標達成に向けて取り組んでおります。

当社グループは、「2030年に向けたるべき姿」を設定し、その達成のための成長戦略として2024年5月期から2026年5月期までの3年間を計画期間とする中期経営計画を策定しております。当社グループの「るべき姿」に向けて、特定した5つのマテリアリティにおけるアクションプランの実行と実現を進め、我々の使命を果たしていくことで、持続的に当社や顧客の企業価値を高めてまいります。また、当社グループの重要な基盤は「人材」です。人的資本の持続的な成長と、信頼関係の発展を図ってまいります。

このような成長の、具体的な戦略となる、中期経営計画2026ですが、その基本方針は、サステナビリティ経営の推進、グローバル化の拡大促進、新事業領域の拡大、グループ戦略立案とグループ連携の強化、グループ各社の企業価値向上、これらの5つです。この5つの基本方針のもと、各事業セグメントにおける重点施策を推進してまいります。特に、各事業では、WEBサービスやコンサルティングサービスの強化や、高いスキルを持つ人材の育成、グローバル対応などに注力するとともに、資本コストを意識したM&Aの活用等を通じて、株主価値の最大化を図ってまいります。

グループが一体となって、この中期経営計画の達成に向けてしっかりと取り組み、計画最終年度の2026年5月期においては、売上高330億円、営業利益44億円、ROE10%の計画達成を目指してまいります。

中期経営計画2026 数値目標

	2024年5月期		2025年5月期	2026年5月期
	(計画)	(実績)	(実績)	(計画)
売上高	288億円	292億円	296億円	330億円
営業利益	39億円	42億円	40億円	44億円
営業利益率	13.5%	14.5%	13.6%	13.3%
当期純利益	26億円	30億円	40億円	31億円
ROE	10.1%	11.5%	14.1%	10.0%

※当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益を示します。

なお、この中期経営計画の期間満了後については、あらためて新たな中期経営計画を策定し、公表する予定です。

※「中期経営計画2026」は、次の当社WEBサイトに掲載しております。
<https://www.takara-company.co.jp/ir/policy/management-plan.html>

株主の皆様への長期的利潤還元については、これを重要な経営課題の一つと考え、安定配当を行うことを基本とし、企業体質の強化および今後の事業展開を勘案したうえで、業績に応じた配当を行うこととしており、また、業務遂行を円滑に実施するために必要な内部留保はできているものと考え、可能な限り配当金として株主の皆様へ還元することとしております。

3. コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組み

当社は、「社会の公器としての使命を果たす」という企業理念をもち、「グループ各社の専門性を磨き、お客様の企業価値拡大に貢献し、社会になくてはならないグローバル企業であり続ける」を目指す姿とし、サステナビリティ基本方針および5つからなる行動指針（Value、Integrity、Professionalism、Diversity、Judgment）のもと、株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーに対しグループ全体の持続的な成長と社会的な存在価値および中長期的な企業価値を向上させるため、倫理・コンプライアンス規程を制定・施行し、役員ならびに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組むなど、内部統制システムの改善を図り、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努めております。

※当社のコーポレート・ガバナンスに対する最近の取組み状況および当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針に関しましては、次の当社WEBサイトに掲載しております。

<https://www.takara-company.co.jp/ir/policy/cg.html>

第3：本プランの内容

本プランは、本方針に照らして、当社の企業価値および株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

本プランは、取締役の保身を旨とするものであってはならず、株主共同の利益を確保するものとして株主総会において決議がされることが前提となります。

1. 本プラン導入の目的

当社は、株式の大量買付行為を全て否定するものではありません。しかし、株式の大量買付行為の中には、企業価値を毀損し、株主共同の利益を害することとなる場合がありうることも、わが国の過去の事例から明らかになっております。

そこで、当社は、本プランにより、仮に当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下総称して「買付」といいます。）が行われた場合、買付を行う者またはその提案者（以下総称して「買付者」といいます。）に対し、買付者が遵守すべき手續を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに買付者との交渉の機会の確保をしようとするものであります。当社は、本プランにより、本方針に照らして、当社の企業価値および株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止せんとするものであります。

2. 本プランの適用対象となる買付

当社は、買付者が下記①から③のいずれかに該当する当社株式の買付またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除く。係る行為を以下「対象買付」といいます。）を行った場合に、新株予約権の無償割当て、または法令および当社定款に照らして採用することが可能なその他の対抗措置（以下単に「対抗措

置」ということがあります。) を行うか否かを検討いたします。

- ①当社が発行者である株券等^(※1)について、保有者^(※2)の株券等保有割合^(※3)が20%以上となる買付
- ②当社が発行者である株券等^(※4)について、公開買付^(※5)に係る株券等の株券等所有割合^(※6)およびその特別関係者^(※7)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付
- ③上記①または②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の株券等の特定の保有者が、当社の株券等の他の保有者（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の保有者が当該特定の保有者の共同保有者^(※8)に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係^(※9)を樹立するあらゆる行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の保有者と当該他の保有者の株券等保有割合の合計が20%以上になるような場合に限ります。）であると合理的に判断される行為^(※10)

※1から※7の用語の意味につきましては、金融商品取引法（昭和23年（1948年）4月13日法律第25号）に定義されているものに従っております。

※8金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めたものを含みます。）。以下別段の定めがない限り同じです。

※9「当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成、当該特定の保有者および当該他の保有者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響、その他当該特定の保有者と当該他の保有者との間に意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実等を基礎に行うものとします。組合その他ファンドに係る判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案します。

※10本③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（かかる判断にあたっては、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本③の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、保有者に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

3. 対抗措置の発動および不発動に係る手続

(1) 特別委員会の設置

当社取締役会は、対象買付がなされたときまたはなされる可能性がある場合、速やかに当社取締役会から独立した特別委員会を設置いたします。

この特別委員会は、当社取締役会から独立して本プランの発動および不発動に関し、審議し、取締役会へ勧告いたします。

特別委員会は、必要に応じ、当社の企業価値および株主共同の利益を守るという観点から、次に述べる「(2) 買付者に対する情報提供の要求」に従い、直接または間接に買付者と協議、交渉を行うものといたします。買付者は、特別委員会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものといたします。

特別委員会の概要は、後記「第4：特別委員会」に記載のとおりです。

(2)買付者に対する情報提供の要求

当社は、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、対象買付を行う買付者には、買付の実行に先立って、当社取締役会に対して以下の内容の情報を記載したうえ、買付者が買付に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を提出していただきます。

- ①買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員その他の構成員（ファンドの場合）を含みます。）の詳細（具体的な名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、（国内）連絡先、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ②買付の目的、方法および内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実現可能性等を含みます。）
- ③買付の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付に係る一連の取引により生じることが予想される割増価格とその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配される割増価格と算定根拠等を含みます。）
- ④買付の資金の裏付け（買付の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑥買付後における当社グループの顧客、取引先、従業員、地域関係者等への対応方針
- ⑦買収提案に関し適用される可能性のある法令等に基づく規制事項、その他の法令等に基づく承認または許認可等の取得可能性
- ⑧買付後の当社グループの経営において必要な許認可維持の可能性および各種法令等の規制遵守の可能性
- ⑨その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、当社に提出された買付説明書を直ちに特別委員会に提出いたします。

特別委員会が、買付説明書の記載内容が要求する情報として不十分であると合理的に判断した場合、同委員会が別途要求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます（ただし、特別委員会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容・未公表情報の内容および性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、特別委員会が評価・検討を行うために必要な水準を超える追加情報の提供を求めないこととします。）。かかる追加情報の要求は、適宜合理的な回答期限（60日を上限とします。）を定めたうえ、買付説明書を受領後またはその追加情報受領後10日以内に行うこととします。

買付説明書および追加して提出いただく情報については、株主の皆様に対しての適切な情報開示のために、いかなる言語での提出にも日本語の添付を必須とさせていただきます。また、同様の趣旨から日本語の書面を正本として取り扱います。

(3)特別委員会による当社取締役会の意見および情報等の提供の要求

買付者から買付説明書が提出された場合および要求する情報が追加提出された場合、特別委員会は、当社取締役会に対して、この買付説明書の受領後10営業日以内で同委員会が定める合理的期間内に、買付者の買付内容に対する意見を提示することを要求いたします。また、その意見とともに、その根拠資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求いたします。

(4)特別委員会による検討作業

特別委員会は、買付者等からの買付説明書および要求する情報、ならびに当社取締役会からの意見・資料・情報等を受領した後、原則として最長60日間の検討のための期間（ただし、特別委員会はこの期間を(6)③により延長することができるものとします。以下「特別委員会検討期間」といいます。）を有することとし、この間に、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、ならびに買付者の買付内容と、当社取締役会が提示する代替案の検討および比較等を行います。そのうえで、特別委員会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守るという観点から買付内容を検討いたします。

特別委員会は、特別委員会の判断が当社の企業価値および株主共同の利益に資するものとなるように、当社の費用により、公認会計士、弁護士、コンサルタント、フィナンシャル・アドバイザー等の専門家など、独立した第三者の助言を得ることができるるものといたします。

(5)株主に対する情報開示

当社は、買付者が現れた事実、買付者から買付説明書が提出された事実とその概要、買付者の買付内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会が代替案を提示した事実とその概要、特別委員会検討期間の開始と終了の事実、その他特別委員会または当社取締役会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。ただし、営業秘密等開示に不適切と判断した情報は、この情報開示の対象から除かれます。

(6)特別委員会における判断方法

特別委員会は、買付者が現れた場合において、以下の手続を行うものといたします。

なお、当社は、特別委員会が以下の手続に従い行う勧告の内容その他の事項（後記③により特別委員会検討期間を延長する場合には、延長する期間および理由を含みます。）について、決議後速やかに情報開示を行います。

①特別委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者による買付が後述する「4. 新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことを勧告いたします。

②特別委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉の結果、買付者による買付が後述する「4. 新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれにも該当しない、または、該当しても新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行わないことを勧告いたします。^(※11)

※11ただし、特別委員会は、かかる勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者による買付が後述する「4. 新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と判断するに至った場合には、改めて本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことの勧告を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものといたします。

③特別委員会検討期間の延長を行う場合

特別委員会が、当初の特別委員会検討期間の満了時までに、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の發

動または不発動の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉等のために合理的に必要とされる範囲内で（ただし、30日間を限度として。）、特別委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことができます。

(7)取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の前述の「(6)特別委員会における判断方法」の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動または不発動の決議を行うものといたします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の内容その他の事項について情報開示を行います。

なお、買付者は、当社が当該決議を行うまでの間は、当社株式の買付行為を実施してはならないものといたします。

(8)株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動に際し、特別委員会からあらかじめ株主の皆様の意思を確認するために株主意思確認総会を開催するべきであるとの勧告を受けた場合、または後述の「4. 新株予約権の無償割当て等の要件」に該当するか否か等、当社取締役会の善管注意義務に照らし株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主の皆様にお諮りするため、株主意思確認総会を開催いたします。ただし、大量買付行為が強圧性のある市場買付であると認められる場合、長期的観点で株主価値の毀損が明らかであると認められる場合または株主の自由な意思決定を妨げるような買付手法と認められる場合であって、特別委員会から勧告を受けた場合においては、大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員その他の構成員（ファンドの場合））以外の株主の皆様の議決権の行使結果を株主意思として取り扱うことがあります。

(9)対抗措置発動の停止等について

当社は、上記手続において当社取締役会または株主意思確認総会において具体的対抗措置を講じることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の意見または勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、または、無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を受けたうえで、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、または新株予約権無償割当て後において、行使期間開始日の前日までの間は、会社による新株予約権の無償取得の方法により対抗措置の発動の停止等を行うものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、特別委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

4. 新株予約権の無償割当て等の要件

特別委員会は、買付者が本プランに定める手続を遵守しない場合、あるいは遵守した場合であっても買付者による買付が以下のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と認められる場合、当社取締役会に対し、前述の「3. 対抗措置の発動および不発動に係る手続」に定める手続により、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことを勧告し、当社取締役会は、当該勧告に基づき、対抗措置の発動および不発動を決定いたします。

- ①以下に掲げる行為等、当社の企業価値および株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付である場合
 - a. 当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株式を買い占め、その株式につき当社による高値での買取りを目的とするいわゆるグリーンメーラーと判断される行為
 - b. 当社の経営を一時的に支配して、インサイダー情報を含む顧客の機密情報、ディスクロージャーやIRに関する情報、ノウハウ、取引先とのネットワーク、開示書類作成用システム、もしくは工場設備といった当社の重要な資産等を買付者やそのグループ会社に移転する等、不正な目的または当社の業務の公益性を犠牲にして買付者の利益を実現する経営を行おうとしていると判断される行為
 - c. 当社の資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用しようとする、公益性のない利益実現のためのレバレッジド・バイアウトと判断される行為
 - d. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券その他の資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、または一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることを目的としていると判断される行為
- ②強圧的二段階買付等、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
- ③買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われる買付である場合
- ④要求する情報その他買付内容を判断するために合理的に必要とされる情報を株主の皆様に対して十分に提供することなく行われる買付である場合
- ⑤買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方針または事業計画、買付の当社の顧客との関係に与える影響、買付後における当社の顧客、取引先、従業員、地域関係者等に対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分または不適当な買付である場合

5. 新株予約権の無償割当て以外の対応策

当社取締役会は、新株予約権の無償割当て以外に、法令および当社定款に照らして採用することが可能なその他対抗措置のうち、募集株式の発行などを特別委員会に諮ったうえ、その時点で相当と認められるものを選択する場合があります。

第4：特別委員会

当社取締役会は、対象買付がなされたときまたはなされる可能性があると認められる場合、速やかに特別委員会を設置いたします。

当社取締役会は、特別委員会の公正性、客觀性および合理性を担保するため、当社取締役会および買付者からの独立性が高い社外取締役、社外監査役または弁護士・大学教授等の社外有識者の中から特別委員会の委員を選任いたします。選任された委員は、委員の中から委員長を選定いたします。特別委員会の委員は3名以上といたします。本プランでの特別委員会の概要につきましては、別紙1「特別委員会規則」に定めるとおりであり、特別委員会委員候補者の氏名および略歴は別紙2「特別委員会委員の候補者」のとおりです。

第5：本新株予約権の概要

本プランの発動による新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てがなされることとなつた場合、当社は、当社取締役会が定める一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された全ての株主に對し、（イ）一定の買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および（ロ）当社が当該買付者等以外の者から当社株式1株と引き換えに新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付された本新株予約権を、その有する株式1株につき新株予約権を別途取締役会が定める割合で無償割当てを行うことを通知いたします。

第6：本プランの株主総会での承認

本プランは、本株主総会において、株主の皆様によりご承認いただけない場合は、廃止されることとなります。

第7：本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本株主総会の終結の時から、2028年5月期の定時株主総会の終結の時までの約3年間とします。

当社は、本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

また、当社は、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上を図る観点から、当社取締役会の決議により、本プランの有効期間中、定時株主総会で承認いただく本プランの趣旨に反しない範囲内で、本プランの見直し等を行うことがあります。

当社は、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会において株主の皆様の過半数のご承認を得て本プランの廃止または変更を行うことができます。当社は、本プランが廃止または変更された場合には、その内容等について、速やかに情報開示を行います。

第8：本プランの合理性

本プランは、当社基本方針に沿い、関係諸法令、裁判例、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る規則および「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」（平成17年

(2005年) 5月27日 経済産業省・法務省) の定める三原則 (①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則) および経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」の定める三原則 (①企業価値・株主共同の利益の原則、②株主意思の原則、③透明性の原則)、ならびに「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」(平成20年(2008年)6月30日企業価値研究会) の定める指針の内容を充足するものです。

1. 株主意思の重視

本プランは、本株主総会において株主の皆様により、その基本的考え方をご承認いただけない場合は、廃止されることとなります。

また、本プランの有効期間は約3年間に限定されており、さらに、当社取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じても、1年ごとに株主の皆様のご意思が反映されることになります。

2. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランでは、取締役を監督する立場にある社外取締役、社外監査役または弁護士・大学教授等の社外有識者からなる特別委員会を設置し、取締役会は特別委員会の勧告に従い本プランの発動または不発動を決議するという手続を採用することにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資する公正な運営が行われる仕組みが確保されております。

また、特別委員会の判断の透明性を一層高めるため、買付者から提出された買付説明書の概要、買付者の買付内容に対する当社取締役会の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項を、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行うことといたします。

3. 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されております。これにより、当社取締役会による恣意的な発動が防止される仕組みになっております。

4. 第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、公認会計士、弁護士、コンサルタント、フィナンシャル・アドバイザー等の専門家など、独立した第三者の助言を得ることができるため、特別委員会による判断の公正さ、客觀性は一層強く担保されるといえます。

5. デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、期差任期制ではありませんので、いわゆるスローハンド型の買収防衛策でもありません。

第9：株主の皆様への影響

1. 本プランの導入時に株主の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ては行われませんので、株主および投資者の皆様の権利、利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

2. 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様に与える影響

当社取締役会が本新株予約権無償割当ての決議において別途定める一定の日における株主の皆様に対し、別途定める割合をもって本新株予約権が無償で割当てられます。株主の皆様は、無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となりますので、申込みの手続等は不要です。

そして、当社が、当社取締役会の決定により、新株予約権行使することができない買付者（以下「行使制限買付者」といいます。）以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付する場合、行使制限買付者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

本新株予約権の無償割当てを実施する場合、本新株予約権の無償割当てに係る基準日を公告し、当該基準日における株主の皆様に本新株予約権が無償にて割り当てられます。

当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、当社は、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって本新株予約権を取得し、これと引き換えに株主の皆様に当社株式を交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途ご自身が行使制限買付者でないこと等についての表明書面等を当社所定の書式によりご提出いただく場合があります。

なお、当社は、本新株予約権の割当ての基準日や本新株予約権の割当ての効力発生後においても、買付者が大量買付行為を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに本新株予約権の割当てを中止し、または当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することができます。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の希釈化を前提として売買を行った株主や投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知をいたします。

以上

別紙1 特別委員会規則

第1条

この規則は、当社株券等の大量買付行為に関する対応策（以下、「本対応策」という。）の発動を検討するために取締役会が設置する特別委員会の運営等について定める。

第2条

特別委員会の設置は、取締役会の決議により行う。

第3条

特別委員会の委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している次の各号に定める者のいずれかに該当する者の中から、取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、1.または2.の者を除き、当社グループの役員および当社グループと特別の利害関係のある会社以外の会社経営者、官庁出身者、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。

1. 当社社外取締役
2. 当社社外監査役
3. 前各号に定める者以外の社外の有識者

第4条

特別委員会委員の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。

②前項に規定する特別委員のうち、社外取締役または社外監査役である者が、取締役または監査役でなくなつた場合には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。ただし、当該特別委員会委員がなお社外の有識者の要件を満たす場合、取締役会は、所定の手続を経て、特別委員会委員として再任することができる。

第5条

特別委員会は、次の各号に記載される事項について取締役会から独立して審議・決定し、その決定の内容を、その理由を付して取締役会に対して勧告するものとする。この場合、特別委員会の委員は、本決定にあたつて、会社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点から行うことを要し、専ら自己または当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

1. 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
2. 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
3. その他取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が特別委員会に諮問した事項

②取締役会は、前項の特別委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとする。

③第1項各号に定めるところに加え、特別委員会は、次の各号に記載される事項を行うものとする。

1. 当該買付が本対応策の発動の対象となるかどうかの判断
2. 買付者および取締役会が特別委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
3. 特別委員会検討期間の設定および延長
4. 買付者の買付の内容の精査・検討
5. 自らまたは取締役会を通じた買付者等との交渉・協議
6. 取締役会への代替案提出の要求、取締役会作成の代替案の検討
7. 本対応策の修正または変更に係る承認
8. その他本対応策において特別委員会が行うことができると定められた事項
9. 特別委員会が行うことができるものとして取締役会が定めた事項

第6条

特別委員会は、買付者に対し、買付説明書の記載内容が本対応策に関して要求する情報として不十分であると判断した場合には、本対応策に関して要求する情報を追加的に提出するよう求めるものとする。

②特別委員会は、買付者から買付説明書および前項に規定する本対応策に関して要求する情報が提出された場合、取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者の買付の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他特別委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求することができる。

第7条

特別委員会は、必要があると判断したとき、自らまたは取締役会を通じて、当社の企業価値および株主共同の利益を守るという観点から買付者の買付の内容を改善させるために、買付者と協議および交渉を行うものとする。

②特別委員会は、前項の規定に基づく結果に従い、株主に対する代替案の提示を行うものとする。

第8条

特別委員会は、必要な情報収集を行うため、取締役、監査役、執行役員、従業員、その他特別委員会が必要と認める者の出席を取締役会に要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

第9条

特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（例えば、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ること等ができる。

第10条

各特別委員会委員は、買付がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。

第11条

特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行ふことができる。

以上

別紙2

特別委員会委員の候補者

中村信男

(なかむらのぶお)

-
- 1991年4月 愛知学院大学法学部専任講師
 - 1994年4月 早稲田大学商学部専任講師
 - 1996年4月 早稲田大学商学部助教授
 - 2001年4月 早稲田大学商学部教授を経て早稲田大学商学学術院教授（現任）
 - 2004年3月 ロンドン大学高等法律研究所訪問研究員
 - 2007年8月 当社社外取締役（2008年8月退任）

関根近子

(せきねちかこ)

-
- 1972年4月 資生堂山形販売株式会社入社
 - 2006年4月 資生堂販売株式会社（現資生堂ジャパン株式会社）大阪支店支店長
 - 2008年4月 株式会社ディシラ本部出向全国営業本部長
 - 2009年10月 株式会社資生堂国際マーケティング部美容企画推進室室長
 - 2012年4月 同社執行役員
 - 2014年4月 同社執行役員常務
 - 2016年1月 同社顧問
 - 2018年4月 株式会社Bマインド代表取締役（現任）
 - 2019年8月 当社社外取締役（現任）
 - 2021年6月 東リ株式会社社外取締役（現任）

松尾信吉

(まつおしんきち)

1991年4月 三菱電機株式会社入社

1993年3月 横浜市入庁

1995年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所

1999年4月 公認会計士登録

2018年7月 ネクストリープ株式会社代表取締役（現任）

2019年6月 生化学工業株式会社社外監査役（現任）

2019年8月 当社社外監査役（現任）

2024年6月 株式会社フージャースホールディングス社外取締役（監査等委員）（現任）

高野大滋郎

(たかのだいじろう)

2005年10月 弁護士登録

TMI総合法律事務所入所

2014年8月 米国イリノイ州 増田・舟井・アイファート＆ミッチエル法律事務所勤務

2014年10月 ドイツ・デュッセルドルフ アーキス法律事務所勤務

2015年3月 米国ニューヨーク州弁護士登録

2017年1月 TMI総合法律事務所パートナー（現任）

2021年8月 当社社外監査役（現任）

2023年9月 株式会社プレイス＆アビリティ社外監査役（現任）

以上

(ご参考) 事業報告サマリー

2025年5月期業績ハイライト

売上高

296 億円

前期比 1.4%増

営業利益

40 億円

前期比 4.3%減

親会社株主に帰属する当期純利益

40 億円

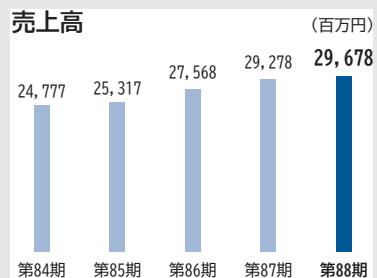
前期比 35.2%増

ROE

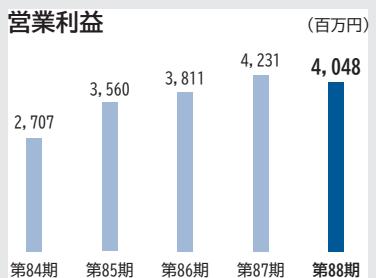
14.1 %

前期比 2.6Pt増

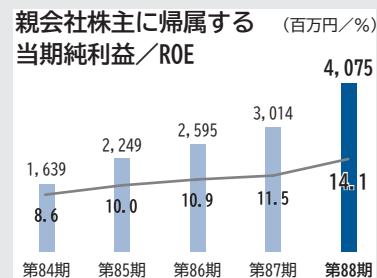
売上高



営業利益



親会社株主に帰属する当期純利益

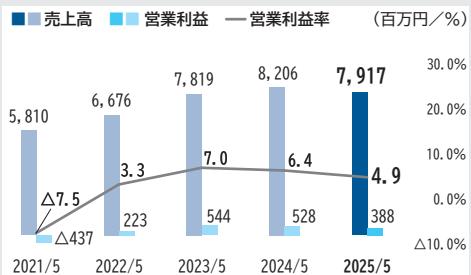


セグメント別売上高の推移

ディスクロージャー関連事業



通訳・翻訳事業



事業報告

2024年6月1日から2025年5月31日まで

当社グループの現況

1. 財産および損益の状況

(連結)	第84期 (2021年5月期)	第85期 (2022年5月期)	第86期 (2023年5月期)	第87期 (2024年5月期)	第88期 (2025年5月期)
売上高(百万円)	24,777	25,317	27,568	29,278	29,678
営業利益(百万円)	2,707	3,560	3,811	4,231	4,048
売上高営業利益率(%)	10.9	14.1	13.8	14.5	13.6
経常利益(百万円)	2,881	3,680	3,983	4,307	4,239
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,639	2,249	2,595	3,014	4,075
1株当たり当期純利益(円)	130.01	171.29	197.66	231.76	314.00
包括利益(百万円)	2,584	2,150	2,763	3,917	3,821
総資産(百万円)	30,972	30,923	33,443	36,194	40,058
純資産(百万円)	22,468	23,363	25,082	28,001	30,727
1株当たり純資産額(円)	1,672.20	1,754.86	1,895.87	2,130.24	2,337.09
自己資本比率(%)	70.8	74.6	74.0	76.4	75.7
自己資本利益率(ROE)(%)	8.6	10.0	10.9	11.5	14.1
株価収益率(倍)	13.2	10.6	11.1	11.5	10.3
配当性向(%)	41.5	33.9	35.4	34.5	38.2
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	2,530	2,743	4,723	3,355	4,366
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	△1,356	△898	△691	△832	1,271
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	1,193	△1,234	△1,191	△1,371	△1,127
現金及び現金同等物の期末残高(百万円)	9,640	10,191	13,034	14,536	19,041

(注)1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号: 2020年3月31日) 等を第85期(2022年5月期)の期首から適用し、第85期(2022年5月期)以降にかかる各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号: 2022年10月28日) 等を第88期(2025年5月期)の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

2. 主な事業内容

当社グループの主な事業は、日本国内の上場会社を中心としたディスクロージャー関連事業と、日本国内および米国を中心とした通訳・翻訳事業です。具体的には、ディスクロージャー関連事業では、株式上場申請書類などのIPO（新規上場）関連サービスから、金融商品取引法や投資信託法関連サービス、株主総会招集通知などの会社法関連サービスに加え、IR（インベスター・リレーションズ）、事業報告書や株主通信などのSR（シェアホルダー・リレーションズ）、統合報告書やCSR報告書などのESGといった任意開示関連サービスも手掛けるとともに、国内企業の海外投資家向けIR支援を提供しております。

通訳・翻訳事業では、国際会議やイベント、シンポジウム等における通訳サービスのほか、一般的な翻訳サービスに加えて欧米企業が日本でサービスを提供する際の読み手への高い訴求力が求められるローカライズやトランスクリエーション（マーケティング／クリエイティブ色の強い翻訳）サービスも提供しております。

当社グループでは経営成績を「ディスクロージャー関連事業」および「通訳・翻訳事業」の2区分で報告しております。

3. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済活動の正常化に伴うインバウンド需要の大幅な回復や堅調な企業業績等を背景に、雇用・所得環境の改善など景気は緩やかな回復が続きましたが、原材料・エネルギー価格の高止まりや継続する物価上昇など設備投資や個人消費が下振れする懸念要素もあり、また米国による今後の政策変更や、中東における紛争のほか海外情勢の緊迫化など依然として不透明な状況が続いております。

このような事業環境において、多様化・高度化する情報開示に対するシステムの技術革新等を含めた対応要請、オンライン化、事業体のグローバル化への動きは今後も一層進展していくものと考えております。

ディスクロージャー関連事業では、企業価値の拡大を目指すお客様のニーズにお応えするべく、決算開示実務の一層の利便性向上を推進する統合型ビジネスレポートシステム「WizLabo（ウィズラボ）」の導入社数の増加に注力し、「ネットで招集」や株主総会の動画配信（ライブ・オンデマンド）をはじめとする株主総会プロセスの電子化への対応、各種製品・サービスへの先進的テクノロジーの組み入れ対応にも引き続き取り組んでまいりました。また、改訂コーポレートガバナンス・コード適用や資本コストを意識した経営の実現に向け積極性を増すステークホルダーとの対話、海外投資家に向けた英語での会社情報の開示への一層の取組みに際して必要となるIR支援・翻訳サービスのほかにも、サステナビリティ情報を含む非財務情報開示の充実化への需要に対する統合報告書の作成や環境関連のコンサルティング等、各サービスにおける提案力・制作体制・品質の強化を進めてまいりました。このほか、日常の定形的な業務等においてはグループ内にあるRPAの担当部署が連携する形でロボによる自動化、効率化をより一層推進し、年間合計で3万時間超の業務代行をRPAの活用で対応している状況となっております。

通訳・翻訳事業では、通訳事業においては、日本での国際会議、イベントが復活し、コロナ禍で需要が増えたオンラインでの社内会議が安定的に推移したことにより、オンラインでの会議、オンラインとの組み合わせによ

るハイブリッド型会議など、大型イベントに落ち着きが見られるものの様々な形式で顧客数が増加しております。翻訳事業においては受注件数が増加しており、体制の強化に努めるとともに、通訳・翻訳業界におけるAI影響のリサーチを行い、変化する顧客ニーズに対応する新たな製品として翻訳プラットフォーム「SIMULwiz（サイマルウィズ）」や「AI通訳」の販売を開始するなど、提供体制を整えることにも注力してまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は29,678百万円（前連結会計年度比400百万円増、同1.4%増）となりました。利益面については、営業利益は4,048百万円（同182百万円減、同4.3%減）、経常利益は4,239百万円（同68百万円減、同1.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,075百万円（同1,061百万円増、同35.2%増）となりました。

セグメント別の状況

セグメント別（ディスクロージャー関連事業、通訳・翻訳事業）の売上高の状況は、次のとおりであります。なお、セグメントの業績数値は、セグメント間の内部売上高または振替高を相殺消去して記載しております。

ディスクロージャー関連事業

売上高21,761百万円（前連結会計年度比3.3%増）

当セグメントにおきましては、金融商品取引法に関する製品の売上が増加したことなどにより、売上高は21,761百万円（同689百万円増、同3.3%増）となりましたが、製造コストおよび人件費、経費の増加等により、セグメント利益は3,361百万円（同7百万円減、同0.2%減）となりました。

「ディスクロージャー関連事業」を4つの製品区別にご説明いたしますと、次のとおりであります。

■金融商品取引法関連製品

売上高8,727百万円（前連結会計年度比11.4%増）

統合型ビジネスレポートシステム「WizLabo」の導入顧客数の増加や、目論見書の売上が増加したことにより、売上高は8,727百万円（同895百万円増、同11.4%増）となりました。

主な製品	有価証券報告書、決算短信、有価証券届出書、目論見書、上場申請のための関係書類、WizLabo、他
------	--

■会社法関連製品

売上高6,505百万円（前連結会計年度比1.4%減）

株主総会招集通知の早期開示傾向の影響により、関連する売上が5月に移行する動きが見られます。前連結会計年度は電子提供の定着化を背景に傾向がより顕著となり、売上高は6,505百万円（同95百万円減、同1.4%減）となりました。

主な製品	株主総会招集通知、決議通知、配当金関係書類、他
------	-------------------------

■IR関連製品

売上高4,907百万円（前連結会計年度比3.7%増）

統合報告書の売上が増加したことにより、売上高は4,907百万円（同173百万円増、同3.7%増）となりました。

主な製品	株主通信（事業報告書）、ディスクロージャー誌、アニユアルレポート、CSR報告書、統合報告書、会社案内、他
------	--

■その他製品

売上高1,621百万円（前連結会計年度比14.9%減）

企業の開示プロセス支援に係るシステム開発の売上が減少したことにより、売上高は1,621百万円（同284百万円減、同14.9%減）となりました。

主な製品	株主優待、法定公告、一般印刷物、他
------	-------------------

通訳・翻訳事業

売上高7,917百万円（前連結会計年度比3.5%減）

当セグメントにおきましては、売上高は7,917百万円（同289百万円減、同3.5%減）となりました。

通訳事業においては、2023年5月前後からコロナ禍で中止、延期となっていたイベントや国際会議などが実施され需要が一気に増えましたが、2023年後半から通常に戻りつつあります。コロナ禍で増えたオンラインでの社内会議は引き続き需要があり、オンサイトでの会議、オンラインとの組み合わせによるハイブリッド型会議など

様々な形式での案件があり、取引社数および受注数は対前連結会計年度比で増加したことでのば2023年5月期並みで推移しました。

翻訳事業においては海外顧客からの発注は堅調ではあるもののプロジェクトの延期、また、国内においてはAI翻訳の影響もあり、売上高は前連結会計年度を下回りました。

また、利益面では、売上高が減少したのに加え、体制強化による販管費の増加や機械翻訳による効率化を進めるための初期費用の計上があり、セグメント利益は388百万円（同139百万円減、同26.5%減）となりました。

4. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は970百万円であり、その内訳は、有形固定資産322百万円、無形固定資産647百万円であります。主なものは、統合型ビジネスレポートシステム（WizLabo）の開発にかかるものであります。現在も、ユーザーニーズに応えるため継続してシステム開発および保守に取り組んでおります。なお、当連結会計年度において、生産設備として所有しておりました一部の土地・建物を売却しております。

5. 事業の譲渡等の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

6. 対処すべき課題

当社グループにとって対処すべき課題は、次のとおりであります。

(1) グループ経営の強化

当社グループは、継続的に中期経営計画を策定・公表しております。この目標を達成するため、サステナビリティ経営を推進し、グループ間シナジーの創出を通じて企業価値向上を持続的に実現してまいります。

(2) 新規事業の開拓と育成

当社グループがさらに飛躍するためには、新規事業の開拓と育成が必要と考えております。当社グループは、ディスクロージャー&IR事業を基盤とし、その周辺分野へサービス範囲を拡大していくことのほか、当社グループのビジネスに関連するM&Aやアライアンスの実施も視野に入れた新たな事業展開等へ100億円の成長投資を行い、新規事業の開拓と育成を進めてまいります。

(3) 開示支援サービスの信頼性向上

ディスクロージャー&IR事業の環境変化とお客様のニーズを的確に捉え、統合型ビジネスレポートシステム「WizLabo」をプラットフォームとした、総合ディスクロージャーソリューション企業として、ワンストップでのソリューション提供を通じた顧客体験のさらなる向上を図ります。

具体的には、「WizLabo」へのAI実装本格化・データ収集機能強化をはじめとした機能拡充、さらなる株主総会プロセスの電子化進展に対応する電子化商材の機能強化と拡販、投資家向け情報開示のグローバル化による

ニーズ拡大を踏まえたAI翻訳等新技術の積極的な利活用、高度な開示領域で高まる顧客ニーズに対応したコンサルティングサービスの拡大等に努めます。

お客様に満足していただけるサービスの提供を通じて、信頼性の向上を図り、法定開示書類、任意開示書類の受注拡大、IPO等における受注拡大を図ってまいります。

(4)通訳・翻訳事業の拡大と高品質+ α の競争優位性の確立

通訳事業では、引き続き堅調な需要が見込まれる中、次世代通訳者の不足、AIの進化等、業界における課題が変化しております。当社グループでは次世代通訳者の獲得・育成、AI関連サービスの商品化を主要課題として、質・量ともに業界リーダーとしての強みを生かし、さらなる業績拡大を推進してまいります。

翻訳事業では、ディスクロージャー翻訳、ビジネス翻訳など、高い専門性が求められる分野の品質向上に引き続き注力するとともに、新商材「SIMULwiz」の拡販等AIをはじめとしたテクノロジーの活用を積極的に進めています。また、ビジネスのグローバル化に伴う、企業のWEBサイト・広告・書籍等における多言語ローカライズニーズに対応するトランスクリエーション（マーケティング／クリエイティブ色の強い翻訳）サービスの強化にも注力しております。

これら各種サービスの提供を通じて、お客様の利便性・信頼性の向上を図り、通訳・翻訳事業の高品質+ α の競争優位性の確立を実現してまいります。

(ご参考)「中期経営計画2026進捗状況および業績目標の修正」

2025年5月期までの計画の進捗および2026年5月期の当社グループの事業分野の更なる強化を見据え、中期経営計画の最終年度の業績目標を修正いたしました。

	2024年5月期	2025年5月期	2026年5月期	
	実績	実績	当初目標	修正目標
売上高	292億円	296億円	330億円	330億円
営業利益	42億円	40億円	43億円	44億円
営業利益率	14.5%	13.6%	13.0%	13.3%
親会社株主に帰属する当期純利益	30億円	40億円	29億円	31億円
ROE	11.5%	14.1%	10.0%超	10.0%

7. 主要な事業所および工場

(1) 事業所

当社本社

東京都豊島区高田三丁目28番8号

(2) 子会社の主要な事業所および工場の状況

宝印刷株式会社

本社

東京都豊島区高田三丁目28番8号

本社別館

東京都豊島区高田三丁目12番10号

浮間工場

東京都北区浮間四丁目24番23号

名古屋支店

名古屋市中区栄二丁目10番1号

大阪支店

大阪市中央区瓦町三丁目6番5号

大阪支店別館工場

大阪市中央区上町一丁目24番17号

札幌営業所

札幌市中央区大通西十一丁目4番

広島営業所

広島市中区紙屋町一丁目1番20号

福岡営業所

福岡市中央区天神二丁目12番1号

株式会社サイマル・インターナショナル

東京都中央区銀座七丁目16番12号

株式会社サイマル・ビジネスコミュニケーションズ

東京都中央区銀座七丁目16番12号

株式会社十印

東京都中央区銀座七丁目16番12号

TOIN AMERICA INC.

970W. 190Th Street, Suite 920 Torrance, CA 90502

TOIN EUROPE B.V.

Rokin92, 1012KZ, Amsterdam

株式会社タスク

東京都豊島区高田三丁目13番2号

ディスクロージャー・イノベーション株式会社

東京都豊島区高田三丁目28番8号

株式会社スリー・シー・コンサルティング

東京都豊島区高田三丁目14番29号

株式会社ジェイ・トラスト

東京都千代田区飯田橋一丁目4番8号

株式会社イーツー

東京都豊島区高田三丁目32番1号

株式会社T S Sコンサルティング

東京都豊島区高田三丁目13番2号

株式会社宝印刷D&IR研究所

東京都豊島区高田三丁目28番8号

仙台宝印刷株式会社

仙台市宮城野区榴岡四丁目2番3号

Transasia Holdings Pte. Ltd.

230 Victoria Street Bugis Junction, #15-01/08, Singapore 188024

一般社団法人日本IPO実務検定協会

東京都豊島区高田三丁目28番8号

8. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
宝印刷株式会社	200,000千円	100.00%	ディスクロージャーならびにIR関連物のコンサルティング、制作、印刷等
株式会社サイマル・インターナショナル	40,000千円	100.00%	通訳・翻訳サービス、通訳機材・会議機材運用事業等
株式会社サイマル・ビジネスコミュニケーションズ	20,000千円	100.00% (100.00%)	通訳・翻訳人材派遣紹介事業等
株式会社十印	99,980千円	100.00%	翻訳サービス等
TOIN AMERICA INC.	250,000.00 \$	90.00% (80.00%)	翻訳サービス等
TOIN EUROPE B. V.	200,000.00 €	100.00% (100.00%)	翻訳サービス等
株式会社タスク	35,000千円	95.00%	IPO予定会社および上場会社向けコンサルティングサービス等
ディスクロージャー・イノベーション株式会社	50,000千円	100.00% (100.00%)	ソフトウェアの販売および保守
株式会社スリー・シー・コンサルティング	50,000千円	69.51%	ソフトウェアの販売および保守
株式会社ジェイ・トラスト	40,000千円	100.00%	投資信託（国内・外国）、外国債券等の金融商品ディスクロージャー支援サービス等
株式会社イーツー	15,000千円	100.00%	システム開発およびWEBサイト制作
株式会社T S S コンサルティング	40,000千円	100.00% (100.00%)	開示書類作成支援および決算開示コンサルティングサービス等

(注)2025年5月23日付けで株式会社ジェイ・トラストの株式を100%取得し、当連結会計年度より連結子会社といたします。なお、当社の出資比率欄の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

(3) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9. 従業員の状況

(1)当社グループの状況

区分	従業員数（名）
ディスクロージャー関連事業	886 (138)
通訳・翻訳事業	318 (39)
全社（共通）	41 (-)
合計	1,245 (177)

(2)当社

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
41 (-)	44.2	15.7

(注)1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数欄の（外書）は、派遣社員、パートタイマーおよびアルバイトの臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

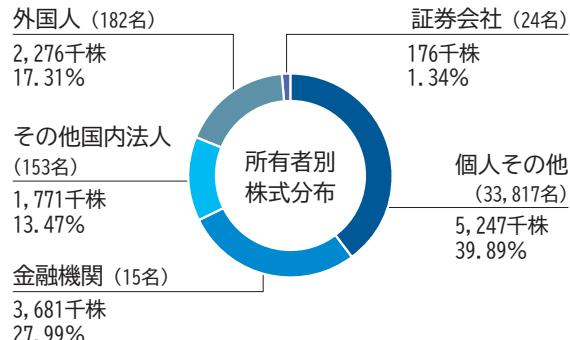
株式の状況

(1)発行可能株式総数 37,000,000株

(2)発行済株式の総数 13,153,293株

(3)株主数 34,191名

(4)大株主（上位10名）



株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,698	13.08
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	1,303	10.03
株式会社野村	632	4.87
株式会社みずほ銀行	544	4.19
株式会社三井住友銀行	476	3.67
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	417	3.21
野村朱実	243	1.87
TAKARA & COグループ社員持株会	231	1.78
三井住友信託銀行株式会社	169	1.30
明治安田生命保険相互会社	168	1.29

(注)1.持株比率は自己株式（173,282株）を控除して計算しております。

2.2025年5月8日付で、公衆の縦覧に供されている変更報告書において、MIRI Capital Management LLCが同年4月28日現在で同社が1,277,800株（保有割合9.71%）の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2025年5月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役（非常勤取締役および社外取締役を除く）および執行役員に対して譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、当連結会計年度に交付した株式報酬は次のとおりです。対象取締役2名に対し、譲渡制限付株式として2024年9月20日付けで当社普通株式1,200株を交付いたしました。

役員区分	株式数（株）	交付を受けた者的人数（名）
取締役（社外取締役を除く）	1,200	2

(注)当社の株式報酬の内容につきましては、「役員の状況4.役員報酬の内容」に記載のとおりであります。

役員の状況

1. 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	堆誠一郎	(兼職) 宝印刷株式会社代表取締役会長
取締役	野村周平	(兼職) 宝印刷株式会社取締役常務執行役員
取締役	白井恒太	(兼職) 宝印刷株式会社代表取締役社長
取締役	井植敏雅	(兼職) 株式会社エンプラス社外取締役（監査等委員） 亀田製菓株式会社社外取締役 株式会社西島製作所社外取締役
取締役	関根近子	(兼職) 株式会社Bマインド代表取締役 株式会社バルカー社外取締役 東リ株式会社社外取締役
取締役	椎名茂	(兼職) マーヴェリック株式会社代表取締役 株式会社ミクニ社外取締役 株式会社ホットリンク社外取締役 C Channel株式会社社外監査役
取締役	川島いづみ	(兼職) 沖電気工業株式会社社外取締役
常勤監査役	菅谷憲利	
監査役	松尾信吉	(兼職) ネクストリープ株式会社代表取締役 生化学工業株式会社社外監査役 株式会社フージャースホールディングス社外取締役（監査等委員）
監査役	高野大滋郎	(兼職) TMI総合法律事務所パートナー（弁護士） 株式会社プレイス＆アビリティ社外監査役

- (注)1.当社の役員は2025年5月31日現在、取締役7名、監査役3名の計10名であり、そのうち2名が女性、8名が男性で構成されています。
- 2.取締役のうち井植敏雅氏、関根近子氏、椎名茂氏および川島いづみ氏は、社外取締役であります。なお、4氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 3.監査役のうち松尾信吉氏および高野大滋郎氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 4.監査役松尾信吉氏は、公認会計士の資格を有しております、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

役員の状況

5. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との関係は次のとおりです。
- ・取締役井植敏雅氏が兼職する株式会社エンプラスとの間に重要な取引その他の関係はありません。亀田製菓株式会社および株式会社西島製作所と当社グループの間に営業上の取引がありますがその額は当期連結売上高の1%未満と僅少であります。
 - ・取締役関根近子氏が兼職する株式会社Bマインドとの間に重要な取引その他の関係はありません。株式会社バルカーおよび東リ株式会社と当社グループの間に営業上の取引がありますがその額は当期連結売上高の1%未満と僅少であります。
 - ・取締役椎名茂氏が兼職するマーヴェリック株式会社、株式会社ミクニおよびChannel株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。株式会社ホットリンクと当社グループの間に営業上の取引がありますがその額は当期連結売上高の1%未満と僅少であります。
 - ・取締役川島いづみ氏が兼職する沖電気工業株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
 - ・監査役松尾信吉氏が兼職するネクストリープ株式会社および生化学工業株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。株式会社アンビスホールディングス、株式会社フージャースホールディングスと当社グループの間に営業上の取引がありますがその額は当期連結売上高の1%未満と僅少であります。
 - ・監査役高野大滋郎氏が兼職する株式会社プレイス＆アビリティとの間に重要な取引その他の関係はありません。TMI総合法律事務所と当社グループの間に営業上の取引がありますがその額は当期連結売上高の1%未満と僅少であります。
6. 2024年8月23日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって、岡田竜介氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
7. 当事業年度中に生じた取締役の地位および担当ならびに重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。

氏名	地位および担当ならびに重要な兼職の状況		異動年月日
	異動後	異動前	
松尾信吉	監査役 (兼職) ネクストリープ株式会社代表取締役 生化学工業株式会社社外監査役 株式会社フージャースホールディングス 社外取締役（監査等委員）	監査役 (兼職) ネクストリープ株式会社代表取締役 生化学工業株式会社社外監査役 株式会社アンビスホールディングス社外 監査役 株式会社フージャースホールディングス 社外取締役（監査等委員）	2024年12月20日

8. 当事業年度末日後に生じた取締役の地位および担当ならびに重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。

氏名	地位および担当ならびに重要な兼職の状況		異動年月日
	異動後	異動前	
関根近子	取締役 (兼職) 株式会社Bマインド代表取締役 東リ株式会社社外取締役	取締役 (兼職) 株式会社Bマインド代表取締役 株式会社バルカー社外取締役 東リ株式会社社外取締役	2025年6月25日

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社および当社子会社の会社法上の取締役、監査役および執行役員制度上の執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金および争訟費用は、当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約には、被保険者の違法な私的利益供与、インサイダー取引、犯罪行為等による賠償責任は填補の対象とされない旨の免責事項が付されております。

3. 社外役員の活動状況

各社外役員には、経営者としての豊富な経験や、法律、会計の専門家としての視点から、M&Aの実行や働き方改革といった重要案件を中心として有用なご意見をいただいております。

役職および氏名		出席状況	発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	井植敏雅	取締役会 14回／14回 (100%)	経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、経営に有用な発言を積極的に行っております。重要事項の決定に関し、様々な視点からの提言を行うなど、社外取締役としての役割を適切に果たしております。
取締役	関根近子	取締役会 14回／14回 (100%)	他社の代表取締役および社外取締役を務めるなど豊富な経験と幅広い知見を有しており、経営に有用な発言を積極的に行っております。人材育成について具体的な提言を行うなど、社外取締役としての役割を適切に果たしております。
取締役	椎名茂	取締役会 14回／14回 (100%)	他社の代表取締役および社外取締役を務めるなど豊富な経験と幅広い知見を有しており、経営に有用な発言を積極的に行っております。M&Aや情報技術について具体的な提言を行うなど、社外取締役としての役割を適切に果たしております。
取締役	川島いづみ	取締役会 14回／14回 (100%)	大学研究機関および他社の社外取締役を務めるなど豊富な経験と幅広い知見を有しており、経営に有用な発言を積極的に行っております。当社事業にかかわりが深い法令に基づく制度開示の状況やリスクマネジメントについて具体的な提言を行うなど、社外取締役としての役割を適切に果たしております。

役職および氏名		出席状況	発言状況
監査役	松尾信吉	取締役会 14回／14回 (100%)	主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
		監査役会 13回／13回 (100%)	
監査役	高野大滋郎	取締役会 14回／14回 (100%)	主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
		監査役会 13回／13回 (100%)	

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

4. 役員報酬の内容

(1) 報酬決定の方針および手続

当社の役員の報酬は、株主総会で承認された報酬限度額内で算出しており、この点で株主の皆様の監視が働く仕組みとなっております。取締役の報酬額は、2024年8月23日開催の第87回定時株主総会において、年額1億8,000万円以内（うち社外取締役は年額5,000万円以内、ただし使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は4名）であります。また、監査役の報酬額は、2006年8月24日開催の第69回定時株主総会において、年額4,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）であります。

当社は役員の報酬等の額、またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有しており、その内容は、株主の中長期的利益に連動するとともに、当社グループの持続的な成長と社会的な存在価値および企業価値の向上に資するよう、金額は、職務、業績、貢献度等を総合的に勘案し、取締役の意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとすることにしています。独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役の職責を反映したものとし、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素が含まれてはならないものとしています。

取締役の報酬については、基本報酬、短期インセンティブとしての業績連動報酬（役員賞与）、中長期的インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬（非常勤取締役および社外取締役を除く）で構成しております。

取締役の報酬額は、あらかじめ代表取締役社長より指名・報酬委員会に諮問のうえ、前記に従い当社が定めた決定方針に基づき、取締役会において決定します。個別の基本報酬額については、妥当と考えられる世間水準等をもとに経営環境等を踏まえて、各役員の能力と役割に応じて設定し、業績連動報酬（役員賞与）については、原則として中期経営計画等で掲げた業績指標（売上高、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益）のほか、投資資本効率を重視したROE（自己資本利益率）の計画値を指標として、事業年度毎の達成状況等に応じて評

価することとしております。なお、当事業年度の当該業績指標に関する実績は、連結計算書類に記載のとおりです。当事業年度における取締役の報酬額は、指名・報酬委員会に諮問のうえ、承認された報酬限度額内において、2024年7月9日および2024年8月23日開催の取締役会にて決定しております。

なお、役員退職慰労金(以下「本制度」という。)については、株主総会での決議を前提に、当社の役員退職慰労金規程の定めに基づき職務、在任年数等に応じて算定してまいりましたが、役員報酬制度の見直しの一環として、当社は2019年度より常勤取締役等を対象とした譲渡制限付株式の付与制度(以下「RS」という。)を導入済みであり、後払い的要素のある本制度を廃止し、RSへの一本化を図るため、2022年7月8日開催の取締役会において本制度を廃止することを決議し、2022年8月26日開催の第85回定時株主総会終結のときをもって廃止いたしました。また、本制度の廃止に伴い、引き続き在任する取締役(社外取締役は除く)および監査役(社外監査役は除く)に対し、本制度廃止までの在任期間にに対する退職慰労金を打ち切り支給することを同株主総会において決議し、その支給時期につきましては、対象となる取締役または監査役の退任時としております。

取締役に対する譲渡制限付株式報酬(非常勤取締役および社外取締役を除く)については、前記の株主総会で決議された報酬枠とは別枠で、2019年8月23日開催の第82回定時株主総会において対象取締役(非常勤取締役および社外取締役を除く)に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議しており、支給する金銭報酬債権の総額は年額1億円以内、当社が発行または処分する普通株式の総数は年55,000株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む)または株式併合が行われた場合そのほか譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総額の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総額を、合理的な範囲で調整する。)としております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名であります。

取締役会は、当事業年度に係る報酬等の内容は、承認された限度額内においてあらかじめ指名・報酬委員会へ諮問され、取締役個人別報酬の額および算定方法の決定権限を有する各取締役により構成される取締役会において整合性も含め審議し、決定されたものであることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬額については、株主総会で承認された前記の報酬限度額内において、監査役の協議により決定しております。

(2)非金銭報酬等に関する事項

当社では、非金銭報酬として、対象取締役(非常勤取締役および社外取締役を除く)に対して譲渡制限付株式報酬を交付することとしており、導入の目的や内容については(1)に記載のとおりです。

(3)報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（社外取締役を除く）	70,736	53,803	13,200	3,733	3
監査役（社外監査役を除く）	16,009	11,955	4,054	—	1
社外取締役	34,020	34,020	—	—	4
社外監査役	12,450	12,450	—	—	2

(注)1.上記支給額のほか、2022年8月26日開催の第85回定時株主総会の決議に基づき、退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額として、当事業年度に退任した取締役1名に対して5,439千円を支給しております。

2.社外役員が子会社から当該会社の役員として受けた報酬等は3,300千円です。

会計監査人に関する事項

1.会計監査人の名称

和泉監査法人

2.当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1)会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2)会計監査人に対する報酬の内容

	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
当社	26,760	—
連結子会社	—	—
計	26,760	—

(注)当社と和泉監査法人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

3. 非監査業務の内容

当連結会計年度において、該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性および信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 監査役会が会計監査人を適切に選定し適切に評価するための方針

監査役会は、会計監査人の選解任等の議案決定権行使するに際して、現任の会計監査人の監査活動の適切性・妥当性を評価します。監査役は経営執行部門から会計監査人の活動実態について報告聴取するほか、自ら事業年度を通して、会計監査人から会計監査についての報告聴取、現場立会いを行い、会計監査人が監査品質を維持し適切に監査しているか評価します。また、会計監査人の独立性、法令等の遵守状況についても検討を行います。

剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様への長期的利益還元を重要な経営課題の一つと考え、安定配当を行うことを基本とし、企業体質の強化および今後の事業展開を勘案したうえで、業績に応じた配当を行うこととしております。また、当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としております。

この基本方針のもと、現在、業務遂行を円滑に実施するために必要な内部留保はできているものと考え、可能な限り配当金として株主の皆様へ還元することとしております。

業務の適正を確保するための体制および運用状況

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その内容および運用状況は、以下のとおりであります。

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーに対する社会的責任を果たすため、企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、倫理・コンプライアンス規程、「反社会的勢力および団体への対処」の項目を含む行動規範を制定・施行し、役員ならびに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、内部通報制度を含むリスク管理体制の強化に取り組み、内部統制システムの充実に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書は、当社社内規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存し管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る危機管理規程を制定・施行し、リスク管理体制を構築する。
- ②リスク管理部門として総務部がリスク管理活動を統括し、規程の整備と検証・見直しを図る。
- ③内部監査を担当するCSR部は定期的に業務監査実施項目および実施方法を検討し、監査実施項目が適切であるか否かを確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。
- ④法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合、直ちに取締役会および担当部署に通報し、発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について担当部署が把握に努めるとともに、対応し、改善する。
- ⑤大規模災害等が発生した場合に備え、事業継続計画（BCP）を策定する等、緊急時の体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①事業運営については、経営環境の変化を踏まえ中期経営計画を策定し、その実行計画として各年度予算を策定し、全社的な目標に基づく具体策を各部門で立案し、実行する。また、CSRの理念を重視した経営体制を整備するため、CSR部を設置し、会社法および金融商品取引法上の内部統制システムの監査を含めたCSR経営推進のための体制を構築する。また、金融商品取引法上の内部統制体制を整備し、評価するため、「内部統制プロジェクト」を組成し、その対応に当たる。
- ②変化の激しい経営環境に対し機敏な対応を図るため、執行役員制度を導入し、所管する各部署の業務を執行する。

- ③定例の取締役会を原則月1回開催し、重要事項の決定および業務執行状況の監督等を行うとともに、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めている。
- ④取締役会への付議議案については、取締役会規則に定める付議基準に則り提出し、取締役会における審議が十分行われるよう付議議題に関する資料は事前に全役員に配付する。
- ⑤日常の職務執行に際しては、基本組織規程等に基づき権限の委譲が行われ、効率的に業務を遂行する。

(5)従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、倫理・コンプライアンス規程、行動規範を制定・施行し、それらを遵守するとともに、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築するため、内部通報規程を制定・施行する。
- ②担当役員は、倫理・コンプライアンス規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつ、コンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督し、従業員に対して「社員向けコンプライアンステキスト」等を配布するなど、適切な研修体制を構築する。また、社内通報窓口に加え、第三者機関（外部のコンサルティング会社）を内部通報窓口とする内部通報窓口（宝リスクホットライン）規程を制定・施行する。

(6)当社および子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループの業務の適正性を確保し、グループの戦略的経営を推進するため、代表取締役社長および常務執行役員ならびに子会社役員を構成員とする会議を原則月1回開催する。
- ②当社グループの業務の適正については、関係会社管理規程に従い管理し、業務執行の状況について、CSR部、総務部、人事部、経理部、コーポレート企画部等の各担当部が当社規程に準じて評価および監査を行う。
- ③当社グループ間の取引については、一般的な取引条件を勘案し、取締役の稟議決裁により決定する。
- ④CSR部、総務部、人事部、経理部、コーポレート企画部等の各担当部は、子会社に損失の危険が発生し、各担当部がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度および当社グループに及ぼす影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告する体制を確保し、これを推進する。
- ⑤当社グループは、当社の定める内部通報規程および内部通報窓口（宝リスクホットライン）規程に従う。

(7)監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配するものとし、配置に当たっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮する。

(8)監査役の職務を補助すべき使用者の取締役からの独立性に関する事項および当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。

②監査役の職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、取締役の指揮命令は受けない。

また、当該従業員の評価については監査役の意見を聴取する。

(9)取締役および使用人ならびに子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの役員および従業員は、当社グループの経営、業績に影響を与える重要な事項や重大な法令・定款違反行為その他会社に著しい損害を与える事項について発生次第速やかに当社の監査役に報告する。

また、当社グループの役員および従業員は、監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告および情報提供を行う。

(10)監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の定める内部通報規程において、監査役への内部通報について不利な扱いを受けない旨を規定・施行する。

(11)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした際には、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(12)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①取締役は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項を適宜、監査役へ報告する。

②監査役会、CSR部および会計監査人は必要に応じ相互に情報および意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図る。

③代表取締役社長は、監査役と定期的に会合し、コンプライアンス面や内部統制の整備状況などについて意見交換を行う。

④代表取締役社長は、内部監査部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過およびその結果を監査役に報告する。

(13)反社会的勢力排除に向けた体制整備

倫理・コンプライアンス規程、行動規範を制定・施行し、取締役ならびに従業員への徹底により、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係を遮断・排除する。

取締役および従業員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、万一不当要求など何らかの関係を有してしまったときの対応については危機管理規程に従い、総務部を中心に外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する。

2. 運用状況

(1)コンプライアンスに対する取組みの状況

お客様の法令等に基づく機密性または秘匿性のあるディスクロージャー関連書類の印刷等を業務の根幹とする当社は、金融商品市場における情報開示支援企業としての責任を果たすことが求められております。

そのため、業務上取り扱うインサイダー情報に対する管理体制の構築および教育が重要な経営課題でありますので、役員および従業員に対して、「コンプライアンスに関する自己チェックシート」を用いた社内教育の実施や外部のeラーニングを社内で実施するなど、インサイダー情報に対する教育を定期的に行っております。

また、当社グループの基本ルール（グループ企業理念、社訓、行動規範、各種社内規程等）、統合マネジメントシステムのルール（CSR運営マニュアル等）のほか、社会の一員として必ず遵守すべき基本ルール（法令・規制要求事項）について解説した「社員向けコンプライアンステキスト」を用いた教育を継続的に実施し、役員および従業員に対して、法令・定款等を遵守することの徹底を図っております。

株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制の一層の整備を図り、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を実践し、経営の透明性を高めるよう努めております。

(2)職務執行の適正性および効率的に行われることに対する取組みの状況

当社は、執行役員制度を導入しており、執行役員会議は主要子会社である宝印刷株式会社との合同開催を含めて13回開催し、業務執行について機動的な意思決定を行っております。

取締役会は、社外取締役4名を含む取締役7名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は14回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されているものと考えております。

取締役の職務の執行に係る情報については、稟議決裁制度を電子化し、そのデータベース化を図り、迅速・効率的な管理体制を構築しており、取締役会議事録についても、正確に記録・作成し、適切な情報の保存および管理を行っております。

(3)損失の危険の管理に対する取組みの状況

損失の危険の管理に関しては、リスク管理に関する規程に則り、子会社を含むリスク管理体制の検証および見直しを行い、体制の整備を行っております。

また、内部監査におきましては、業務監査実施項目および実施方法を検討し、監査の質的向上に努めています。

事業継続計画（BCP）は、全社BCPを部署ごとにおとしこみ、緊急連絡体制を構築するなど、緊急時の体制を整備しております。

(4)当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況

当社グループにおきましては、子会社役員を構成員とする会議を13回開催し、当社グループの業務執行の状況および経営計画の進捗状況等を確認・協議しております。また、当社グループ間の取引については、稟議決裁により決定しております。

(5)監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されています。監査役会は13回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。

また、監査役は、代表取締役社長およびCSR部ならびに会計監査人と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。

(6)反社会的勢力排除に対する取組みの状況

総務部長が不当要求防止責任者としてその責務を負い、その統括する部署を総務部とし、社内関係部門および当社が加盟している特殊暴力防止対策連合会などの外部専門機関との協力体制を整備しております。

役員および従業員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、不当要求など何らかの関係を有してしまったときの対応については危機管理規程において不法勢力リスクとして認識し、統括部署を中心に外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する体制を確立しております。

会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じる可能性があると判断されるような当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

したがって、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、株主の皆様が買付に応じるか否かを判断するためや取締役会が代替案を提案するために、必要な情報や時間を確保したり、買付者と交渉を行うことを可能とすること等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えております。

2. 取組みの具体的な内容の概要

(1)会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループはこれまで進めてきた中期経営計画およびCSR経営を引き続き継続とともに、攻めの経営を断行することにより持続的成長を実現させてまいります。

当社は、株式公開を目指した1988年頃から組織的な運営を行うため、諸規程の整備、運用、文書化の推進および内部監査を行い業務の改善に努めるとともに、利益計画を作成してまいりました。その精度をさらに高めるため当社グループを取り巻く内部環境および外部環境の分析を基に、各ステーク・ホルダーにも配意した経営計画の必要性を感じ、中期経営計画を策定することいたしました。その後、社会・環境・経済のトリプル・ボトムラインを意識した目標を加え、継続的に中期経営計画を策定しております。

その実行計画として当社および当社グループ子会社は各年度予算を策定し、全社的な目標を設定のうえ、各部門でその具体策をまとめ、グループ企業理念、社訓とともに、これに則した経営を展開し、着実な成長を実現してまいりました。

一方で、当社は、機密性または秘匿性の高い顧客のディスクリージャーおよびIR関連書類の作成支援等を専門とするグループ子会社をもち、専門的な知識はもとより、情報管理体制、品質管理体制などが重視されます。そのため、主要子会社である宝印刷株式会社においては、プライバシーマーク認証、森林認証、日本印刷産業連合会が認定するグリーンプリントインギング、ならびに印刷部浮間工場において環境規格（IS014001）を取得し、それぞれが要求するマネジメントシステムをCSR運用マニュアルとそれに付随する各種の規定を定め、一体化して運用しております。

(2)基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み（買収への対応方針）

当社は、2007年8月23日開催の当社第70回定時株主総会において、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的として、株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収への対応方針）を導入いたしました。その後、過去5度にわたり継続しており、直近では、2022年7月8日開催の取締役会において当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収への対応方針）を継続することを決議し、2022年8月26日開催の当社第85回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました（以下、「本プラン」といいます。）。

仮に当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下総称して「買付」といいます。）が行われた場合、買付を行う者またはその提案者（以下総称して「買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに買付者との交渉の機会の確保をしようとするものであります。当社は、基本方針に照らして、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止しようとするものであります。一方で、提案の内容が当社の企業価値および株主共同の利益に資する真摯なものであるとみなされる場合は、当該提案を真摯に検討し、株主にとってできる限り有利な取引条件を目指した交渉を行うべきであると捉えています。

3. 取組みの具体的な内容に対する取締役会の判断およびその理由

(1)買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、基本方針に沿い、関係諸法令、裁判例、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る規則および「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」（2005年5月27日 経済産業省・法務省）の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）および経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の原則、②株主意思の原則、③透明性の原則）、ならびに「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（2008年6月30日 企業価値研究会）の定める指針の内容を充足するものです。

(2)株主意思の重視

本プランは、取締役会において決議を行い、株主総会に付議し株主の皆様に承認いただき導入しております。また、本プランの有効期間は約3年間に限定されていること、さらに、取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じても、1年ごとに株主の皆様のご意思が反映されることになります。

(3)独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランでは、取締役を監督する立場にある社外取締役、社外監査役または弁護士・大学教授等の社外有識者からなる特別委員会を設置し、取締役会は特別委員会の勧告に従い本プランの発動または不発動を決議するという手続を採用することにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資する公正な運営が行われる仕組みが確保されております。

また、特別委員会の判断の透明性を一層高めるため、買付者から提出された買付説明書の概要、買付者の買付内容に対する取締役会の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項を、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行うことといたします。

(4)本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されております。これにより、取締役会による恣意的な発動が防止される仕組みになっております。

(5)第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、公認会計士、弁護士、コンサルタント、フィナンシャル・アドバイザー等の専門家など、独立した第三者の助言を得ることができるため、特別委員会による判断の公正さ、客觀性は一層強く担保されるといえます。

(6) デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、その有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、期差任期制ではありませんので、いわゆるスローハンド型の買収防衛策でもありません。

(注)本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

単位：千円

科目	金額	
	第88期 (2025年5月31日現在)	(ご参考) 第87期 (2024年5月31日現在)
資産の部		
流動資産	26,111,519	21,498,653
現金及び預金	19,145,987	14,640,894
受取手形	76,465	80,935
売掛金	5,468,044	5,427,519
仕掛品	1,126,337	994,114
原材料及び貯蔵品	32,727	31,232
その他	262,806	335,239
貸倒引当金	△850	△11,283
固定資産	13,946,813	14,696,341
有形固定資産	3,688,593	4,532,737
建物及び構築物	567,753	665,381
機械装置及び運搬具	141,108	171,057
土地	2,338,265	3,130,576
建設仮勘定	375,133	375,133
その他	266,332	190,589
無形固定資産	5,048,017	4,775,619
のれん	2,404,118	1,900,789
顧客関連資産	550,662	660,794
ソフトウエア	1,579,301	1,711,062
ソフトウエア仮勘定	244,772	193,949
その他	269,162	309,023
投資その他の資産	5,210,202	5,387,984
投資有価証券	3,206,222	3,332,550
退職給付に係る資産	1,257,641	1,116,711
繰延税金資産	84,665	78,457
その他	663,527	862,136
貸倒引当金	△1,854	△1,871
資産合計	40,058,332	36,194,994

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

科目	金額	
	第88期 (2025年5月31日現在)	(ご参考) 第87期 (2024年5月31日現在)
負債の部		
流動負債	7,567,975	6,946,343
買掛金	2,049,501	1,799,507
短期借入金	50,000	50,000
1年内返済予定の長期借入金	62,562	28,884
未払法人税等	861,401	840,264
未払費用	2,242,177	1,984,879
契約負債	1,475,387	1,384,553
役員賞与引当金	49,161	44,003
その他	777,783	814,252
固定負債	1,763,178	1,247,174
長期借入金	96,328	28,188
長期未払金	69,377	69,377
繰延税金負債	1,327,256	893,772
退職給付に係る負債	260,207	255,837
その他	10,010	—
負債合計	9,331,154	8,193,518
純資産の部		
株主資本	28,530,025	25,550,549
資本金	2,278,271	2,278,271
資本剰余金	4,434,554	4,433,053
利益剰余金	22,221,084	19,248,769
自己株式	△403,886	△409,546
その他の包括利益累計額	1,805,445	2,094,637
その他有価証券評価差額金	991,680	1,127,041
為替換算調整勘定	32,632	34,466
退職給付に係る調整累計額	781,132	933,129
非支配株主持分	391,707	356,289
純資産合計	30,727,178	28,001,475
負債純資産合計	40,058,332	36,194,994

連結損益計算書

単位：千円

科目	金額		
	第88期 (2024年6月1日から2025年5月31日まで)	(ご参考) 第87期 (2023年6月1日から2024年5月31日まで)	
売上高	29,678,785		29,278,256
売上原価	17,052,564		17,059,181
売上総利益	12,626,220		12,219,074
販売費及び一般管理費	8,577,398		7,987,467
営業利益	4,048,821		4,231,606
営業外収益			
受取利息	4,939	122	
受取配当金	85,465	60,375	
不動産賃貸料	2,002	2,478	
受取手数料	19,002	21,750	
投資事業組合運用益	37,785	—	
その他	45,620	20,066	104,793
営業外費用			
支払利息	1,798	1,436	
為替差損	—	14,346	
投資事業組合運用損	—	12,987	
その他	2,376	87	28,858
経常利益			4,307,541
特別利益			
固定資産売却益	1,794,886	—	
投資有価証券売却益	116	157,865	157,865
特別損失			
固定資産除却損	9,662	91	
減損損失	—	9,880	
投資有価証券評価損	6,800	1,853	
その他	213	—	11,824
税金等調整前当期純利益	6,017,789		4,453,582
法人税、住民税及び事業税	1,407,597	1,421,969	
法人税等調整額	499,730	△17,428	1,404,540
当期純利益	4,110,462		3,049,041
非支配株主に帰属する当期純利益	34,946		34,835
親会社株主に帰属する当期純利益	4,075,516		3,014,205

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年6月1日から2025年5月31日まで)

単位：千円

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,278,271	4,433,053	19,248,769	△409,546	25,550,549
当期変動額					
剰余金の配当			△1,103,200		△1,103,200
親会社株主に帰属する当期純利益			4,075,516		4,075,516
自己株式の取得				△842	△842
自己株式の処分		1,500		6,501	8,002
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	1,500	2,972,315	5,659	2,979,476
当期末残高	2,278,271	4,434,554	22,221,084	△403,886	28,530,025

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,127,041	34,466	933,129	2,094,637	356,289	28,001,475
当期変動額						
剰余金の配当						△1,103,200
親会社株主に帰属する当期純利益						4,075,516
自己株式の取得						△842
自己株式の処分						8,002
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△135,360	△1,834	△151,996	△289,191	35,417	△253,773
当期変動額合計	△135,360	△1,834	△151,996	△289,191	35,417	2,725,702
当期末残高	991,680	32,632	781,132	1,805,445	391,707	30,727,178

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数：12社

主要な連結子会社の名称

宝印刷株式会社

株式会社タスク

株式会社スリー・シー・コンサルティング

株式会社十印

株式会社サイマル・インターナショナル

2025年5月23日付けで株式会社ジェイ・トラストの株式を取得したことにより、当連結会計年度より同社を連結の範囲に含めております。なお、同社の決算日は2月28日であり、連結決算日との差異が3ヶ月を超えないこと、また、みなし取得日を2025年2月28日としていることから、当連結会計年度は貸借対照表のみ連結しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

TRANSLASIA HOLDINGS PTE. LTD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の数

持分法を適用した非連結子会社および関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社

主要な非連結子会社および関連会社の名称

TRANSLASIA HOLDINGS PTE. LTD.

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社十印およびその子会社、株式会社サイマル・インターナショナルおよびその子会社の決算日は、3月31日であります。また、株式会社ジェイ・トラストの決算日は、2月28日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

原材料 主として移動平均法

仕掛品 個別法

貯蔵品 主として最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

主な耐用年数

建物及び構築物 15～50年

機械装置及び運搬具 10年

②無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウエア（自社利用分）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

顧客関連資産

10年

その他

法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法、企業結合により識別された商標権等については、その効果の及ぶ期間（11年～13年）に基づく定額法

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4)その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

(a)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法について、給付算定式基準によっております。

(b)数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(c)小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

②重要な収益および費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

a)ディスクロージャー関連事業

ディスクロージャー関連事業において、主として国内の顧客に対して、金融商品取引法・会社法に基づいて作成が義務付けられている有価証券報告書や株主総会招集通知といった制度開示書類や、IR活動の一環で株主や投資家向けに作成される株主通信、事業報告書等の任意開示書類など、ディスクロージャーとIRに関連した書類の制作・印刷、作成支援システムの提供、コンサルティングサービス等を行っております。

なお、株主優待等の一部の製品及びサービスの提供において、当社および連結子会社の役割が代理人と判断される取引については、顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する支払い額を差し引いた純額で収益を認識しております。

・ディスクロージャー&IR関連電子データ納品物

電子データ納品物については、顧客が検収した時点で当該製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、検収時点で収益を認識しております。取引の対価は、製品の引渡し後、概ね2か月以内に受領（契約に基づき前受金を受領する場合があります。）しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

・ディスクロージャー&IR関連印刷物

印刷物制作については、顧客に印刷物を引き渡した時点で当該製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、引き渡し時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷から引き渡しの期間が通常の期間であることから、出荷が完了した時点で収益を認識しております。取引の対価は、製品の引渡し後、概ね2ヶ月以内に受領（契約に基づき前受金を受領する場合があります。）しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

・開示書類作成支援システム等

開示書類作成支援システム、オンラインサービスの提供については、契約期間にわたり顧客が当該システム等を利用できるよう当社グループが提供するサービスであることから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断しております。

また、顧客は契約期間にわたり当該サービスを利用可能で、時間の経過に伴い均等に便益を享受すると判断しているため、当社グループは契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

取引の対価は、契約期間開始から概ね2ヶ月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

・コンサルティングサービス

コンサルティングサービスについては、主に新規上場を目指す顧客への各種提出書類作成支援、アドバイザリー業務等を行っており、専門知識を有したスタッフを派遣して契約期間にわたりコンサルティング業務を実施する形態から、サービスを提供すると同時に顧客は便益を享受すると判断しました。これにより、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、実施時間に応じて収益を認識しております。

また、取引の対価は契約条件に従い、段階的に受領しておりますが、概ね契約期間終了から2ヶ月以内に全額受領（作業の進捗度により前受金を受領する場合があります。）しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

b)通訳・翻訳事業

通訳・翻訳事業において、主に国際会議やイベント、シンポジウム等における通訳サービスのほか、一般的な翻訳サービスに加えて欧米企業が日本でサービスを提供する際の読み手への高い訴求力が求められるローカライズやトランスクリエーションサービス等の提供を行っております。

・通訳サービス

通訳サービスについては、顧客へ通訳サービスを提供することが履行義務であり、顧客へのサービスの提供時点で当該サービスの履行義務が充足されるとし、当時点で収益を認識しております。取引の対価は、当該製品またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

・翻訳サービス

翻訳サービスについては、翻訳した成果物を顧客に供給することを履行義務としており、顧客が成果物を検収した時点で当該製品およびサービスに対する支配が移転し、履行義務が充足することから、当時点で収益を認識しております。

取引の対価は、当該製品またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

③重要な外貨建ての資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益および費用は、在外連結子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。

④のれんの償却方法および償却期間

効果の発現期間（5年～14年）にわたり均等償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更是、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

のれんおよび顧客関連資産の評価

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	2,404,118千円
うち、株式会社サイマル・インターナショナル	1,552,450千円
顧客関連資産	550,662千円
うち、株式会社サイマル・インターナショナル	550,662千円

(2)その他見積りの内容に関する理解に資する情報

(見積り金額の算出方法)

当社グループは2020年3月31日付で、連結子会社である株式会社サイマル・インターナショナルの株式を取得したことにより発生したのれんおよび顧客関連資産を保有しており、これらは規則的に償却しております。また、経営環境の著しい悪化等、減損の兆候が発生した場合に減損損失の認識の判定を行っており、減損の兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識することとしています。

当連結会計年度においては、減損の兆候がないことから、のれん及び顧客関連資産に係る減損損失は認識しておりません。

(見積り金額の算出に用いた仮定)

将来キャッシュ・フローの見積り額は中期経営計画等に基づき算出することとしております。

(翌年度の連結計算書類に与える影響)

市場環境の変化や、見積りの前提とした条件や仮定の変更が必要になった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれん及び顧客関連資産の評価に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

現金及び預金	4,500千円
--------	---------

担保に係る債務

買掛金	18,602千円
-----	----------

未払費用	943千円
------	-------

2. 有形固定資産の減価償却累計額

4,021,147千円

(連結損益計算書に関する注記)

固定資産売却益の内容は、以下のとおりであります。

建物及び構築物	△154,458千円
土地	1,949,344千円
その他	△0千円
計	1,794,886千円

(注)同一の売買契約により発生した固定資産売却益と固定資産売却損は相殺し、連結損益計算書上では固定資産売却益として表示しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	13,153,293株	—	—	13,153,293株

2. 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	175,785株	(注) 287株	(注) 2,790株	173,282株

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加287株は単元未満株式の買取りによる増加であり、減少2,790株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少2,700株および単元未満株式の買増請求による減少90株であります。

3. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年7月9日 取締役会	普通株式	519,100	40.00	2024年5月31日	2024年8月2日
2024年12月27日 取締役会	普通株式	584,100	45.00	2024年11月30日	2025年1月20日

4. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年7月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	973,500	75.00	2025年5月31日	2025年8月1日

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社および一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金または年金を支給しております。退職一時金制度（すべて非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

また、一部の連結子会社は複数事業主制度の企業年金制度に加入しており、自社の拠出に対応する年金資産を合理的に計算することができることから、確定給付制度に含めて記載しております。

なお、一部の連結子会社の退職一時金制度については簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

退職給付債務の期首残高	5,491,777千円
勤務費用	299,665千円
利息費用	94,967千円
数理計算上の差異の発生額	△285,156千円
退職給付の支払額	△275,955千円
退職給付債務の期末残高	5,325,298千円

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

年金資産の期首残高	6,608,488千円
期待運用収益	137,222千円
数理計算上の差異の発生額	△131,460千円
事業主からの拠出額	244,644千円
退職給付の支払額	△275,955千円
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>6,582,940千円</u>

(3)簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	255,837千円
退職給付費用	36,796千円
退職給付の支払額	△32,426千円
<u>退職給付に係る負債の期末残高</u>	<u>260,207千円</u>

(4)退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	5,325,298千円
<u>年金資産</u>	<u>△6,582,940千円</u>
	△1,257,641千円
非積立型制度の退職給付債務	260,207千円
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>△997,433千円</u>
退職給付に係る負債	260,207千円
退職給付に係る資産	△1,257,641千円
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>△997,433千円</u>

(注)簡便法を適用した制度を含みます。

(5)退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	299,665千円
利息費用	94,967千円
期待運用収益	△137,222千円
数理計算上の差異の費用処理額	△361,552千円
簡便法で計算した退職給付費用	36,796千円
その他	1,531千円
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>△65,813千円</u>

(6)退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異

△207,857千円

(7)退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異

1,146,356千円

(8)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	30%
株式	22%
保険資産（一般勘定）	21%
その他	27%
合計	100%

②長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の收益率を考慮しております。

(9)数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	主として2.45%
長期期待運用收益率	2.0%

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産による運用に限定しております。短期および長期的な運転資金は、銀行借入により調達する方針です。デリバティブ取引は、元本保証の安全な運用を除き、ヘッジ目的以外には行わない方針です。

(2)金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、回収遅延債権は毎月、各担当執行役員へ報告され、督促など早期回収のための取組みが行われております。また、取引先の信用状況を定期的に把握し、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減に努めております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務または資本提携等に関する株式や投資事業有限責任組合への出資であります。

株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取締役会に報告しております。

営業債務である買掛金および未払費用は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、必要に応じて資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

借入金は、主に設備投資等に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期限は最長で2030年6月であります。また、借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、必要に応じて資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません。((※2) 参照)

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)投資有価証券			
その他有価証券	2,601,191	2,601,191	—
資産計	2,601,191	2,601,191	—
(2)長期借入金	158,890	156,350	△2,539
負債計	158,890	156,350	△2,539

(※1)「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」「未払費用」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(※2)市場価格のない株式等は、「資産(1)投資有価証券：その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表上額 (千円)
非上場株式	317,880
投資事業有限責任組合への出資	287,151
合計	605,031

市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

投資事業有限責任組合への出資は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(※3) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年5月31日）

区分	時価(千円)				合計
	レベル1	レベル2	レベル3		
投資有価証券					
その他有価証券					
株式	2,601,191	—	—	—	2,601,191
資産計	2,601,191	—	—	—	2,601,191

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年5月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	156,350	—	156,350
負債計	—	156,350	—	156,350

(注)時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

株式および社債は相場価格を用いて評価しております。株式は活発な市場で取引されているため、原則としてその時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

2025年5月31日における顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント		連結計算書類計上額
	ディスクロージャー関連事業	通訳・翻訳事業	
売上高			
金融商品取引法関連製品	8,727,610	—	8,727,610
会社法関連製品	6,505,273	—	6,505,273
I R 関連製品	4,907,338	—	4,907,338
その他製品	1,621,154	—	1,621,154
通訳・翻訳事業	—	7,917,408	7,917,408
顧客との契約から生じる収益	21,761,376	7,917,408	29,678,785
外部顧客への売上高	21,761,376	7,917,408	29,678,785

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項(4)その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項②重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権および契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	5,508,455
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	5,544,509
契約負債(期首残高)	1,384,553
契約負債(期末残高)	1,475,387

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,384,553千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,337円09銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 314円00銭 |

(その他の注記)

企業結合等関係

1. 取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社ジェイ・トラスト

事業の内容 金融商品ディスクロージャー支援事業

② 企業結合を行った主な理由

株式会社ジェイ・トラストは投資信託（国内・外国）・外国債券等に特化し、高度な専門性と高品質なサービスを提供することにより、長年にわたり顧客の信頼を得てきました。

当社グループのノウハウ・知見を掛け合わせ、相乗効果を発揮することで、変化の激しい金融商品ディスクロージャー分野において新たなサービスを生み出し、さらなる新規顧客基盤の開拓による事業規模の拡大と製造プロセスの共有化によるコストの改善を見込んでおります。

③ 企業結合日

2025年5月23日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式を取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

被取得企業の決算日は2月28日であり連結決算日との差異が3ヶ月を超えないこと、また、みなし取得日を2025年2月28日としていることから貸借対照表のみ連結しており、被取得企業の業績は含まれてありません。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	900,589千円
取得原価		900,589千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等	1,348千円
------------	---------

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

712,842千円

なお、上記の金額は、企業結合日以後、決算日までの期間が短く、企業結合日時点の識別可能資産及び負債の特定及び時価の見積りが未了であるため、取得原価の配分が完了しておらず、暫定的に算定された金額であります。

② 発生原因

主として今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

③ 債却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	507,716千円
固定資産	21,116千円
資産合計	528,833千円
流動負債	233,905千円
固定負債	107,181千円
負債合計	341,086千円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	685,169千円
営業利益	△136,037千円
経常利益	△95,262千円
税金等調整前当期純利益	△95,634千円
親会社株主に帰属する当期純利益	△113,316千円
1株当たり当期純利益	△8.73円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

計算書類

貸借対照表

単位：千円

科目	金額	
	第88期 (2025年5月31日現在)	(ご参考) 第87期 (2024年5月31日現在)
資産の部		
流動資産	7,938,854	5,266,511
現金及び預金	7,841,145	5,120,070
売掛金	83,658	83,806
その他	14,050	62,634
固定資産	18,149,731	18,607,748
有形固定資産	3,116,197	4,097,310
建物	369,659	546,777
構築物	742	1,112
工具、器具及び備品	32,396	43,710
土地	2,338,265	3,130,576
建設仮勘定	375,133	375,133
無形固定資産	48,977	53,981
ソフトウエア	33,165	42,101
ソフトウエア仮勘定	5,178	228
電話加入権	10,515	11,511
その他	118	140
投資その他の資産	14,984,556	14,456,456
投資有価証券	2,994,079	3,145,706
関係会社株式	11,481,959	10,580,021
長期前払費用	1,200	991
生命保険積立金	202,517	407,807
差入保証金	303,167	320,296
その他	1,633	1,633
資産合計	26,088,585	23,874,259

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

科目	金額	
	第88期 (2025年5月31日現在)	(ご参考) 第87期 (2024年5月31日現在)
負債の部		
流動負債	461,227	262,850
未払金	—	5,439
未払費用	129,265	110,991
未払法人税等	245,720	68,560
未払消費税等	22,115	—
契約負債	27,501	40,090
預り金	8,632	6,795
役員賞与引当金	17,254	21,293
その他	10,738	9,679
固定負債	690,239	322,629
長期未払金	67,977	67,977
繰延税金負債	612,815	216,731
退職給付引当金	9,447	37,920
負債合計	1,151,466	585,479
純資産の部		
株主資本	23,959,587	22,162,322
資本金	2,278,271	2,278,271
資本剰余金	4,395,469	4,393,968
資本準備金	2,227,268	2,227,268
その他資本剰余金	2,168,201	2,166,700
利益剰余金	17,689,732	15,899,628
利益準備金	174,905	174,905
その他利益剰余金	17,514,826	15,724,722
固定資産圧縮特別勘定積立金	1,408,557	—
別途積立金	8,600,000	8,600,000
繰越利益剰余金	7,506,268	7,124,722
自己株式	△403,886	△409,546
評価・換算差額等	977,531	1,126,457
その他有価証券評価差額金	977,531	1,126,457
純資産合計	24,937,119	23,288,779
負債純資産合計	26,088,585	23,874,259

損益計算書

単位：千円

科目	金額		
	第88期 (2024年6月1日から2025年5月31日まで)	(ご参考) 第87期 (2023年6月1日から2024年5月31日まで)	
営業収益			
業務受託収入	895,923	900,693	
経営指導料	39,000	36,600	
不動産賃貸収入	390,204	437,797	
関係会社受取配当金	1,356,420	2,681,548	1,279,960
販売費及び一般管理費		1,035,148	
営業利益		1,646,400	
営業外収益			
受取利息	2,286	71	
受取配当金	85,465	60,375	
不動産賃貸料	54	54	
投資事業組合運用益	37,785	—	
その他	21,661	147,254	2,250
営業外費用			
支払利息	638	252	
投資事業組合運用損	—	12,987	
その他	143	782	151
経常利益		1,792,871	
特別利益			
固定資産売却益	1,794,886	—	
投資有価証券売却益	116	1,795,002	157,865
特別損失			
固定資産除却損	6,283	6,283	56
税引前当期純利益		3,581,591	
法人税、住民税及び事業税	244,545	190,138	
法人税等調整額	443,741	688,286	416
当期純利益		2,893,304	190,554
			1,632,738

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年6月1日から2025年5月31日まで)

単位：千円

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,278,271	2,227,268	2,166,700	4,393,968
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
固定資産圧縮特別勘定				
積立金の積立				
自己株式の取得				
自己株式の処分			1,500	1,500
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	1,500	1,500
当期末残高	2,278,271	2,227,268	2,168,201	4,395,469

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			
		固定資産圧縮特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	174,905	—	8,600,000	7,124,722	15,899,628
当期変動額					
剰余金の配当				△1,103,200	△1,103,200
当期純利益				2,893,304	2,893,304
固定資産圧縮特別勘定					
積立金の積立	1,408,557			△1,408,557	—
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	1,408,557	—	381,546	1,790,103
当期末残高	174,905	1,408,557	8,600,000	7,506,268	17,689,732

株主資本等変動計算書

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△409,546	22,162,322	1,126,457	1,126,457	23,288,779
当期変動額					
剰余金の配当		△1,103,200			△1,103,200
当期純利益		2,893,304			2,893,304
固定資産圧縮特別勘定 積立金の積立		—			—
自己株式の取得	△842	△842			△842
自己株式の処分	6,501	8,002			8,002
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△148,925	△148,925	△148,925
当期変動額合計	5,659	1,797,264	△148,925	△148,925	1,648,339
当期末残高	△403,886	23,959,587	977,531	977,531	24,937,119

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

主な耐用年数

建物 15～50年

工具、器具及び備品 5年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用分）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他

法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3.引当金の計上基準

(1)役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金および退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4.収益および費用の計上基準

持株会社である当社の利益は、子会社からの経営指導料、業務受託収入、不動産賃貸収入ならびに受取配当金となります。各収入の認識基準は以下のとおりであります。

(1)経営指導料、業務受託収入、不動産賃貸収入

経営指導料、業務受託収入、不動産賃貸収入については、子会社への契約内容に応じた業務を提供することが履行義務であり、一定の期間にわたり当社の履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に応じて収益を認識しております。

(2)受取配当金

受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

5.その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式の評価

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	11,481,959千円
うち、株式会社サイマル・インターナショナル株式	4,949,368千円

(2)その他見積りの内容に関する理解に資する情報

(見積り金額の算出方法)

当社は、通訳・翻訳事業を展開する株式会社サイマル・インターナショナル（以下、「サイマル社」という。）株式を保有しており、計算書類において関係会社株式を計上しております。当社は、国内企業の海外投資家向けIR支援やグローバルビジネス展開の支援の強化、既存の通訳・翻訳事業の強化、事業領域の拡大の観点から、サイマル社を子会社とすることにより、当社グループとしてシナジー効果が期待できると考え、超過収益力を見込んだ価額での取得を行っていることから、サイマル社株式の取得価額には超過収益力を評価した部分が含まれております。

当事業年度においては、サイマル社株式の評価にあたり、超過収益力の毀損の有無を検討し、超過収益力を反映した実質価額と帳簿価額の比較による評価を行った結果、実質価額の著しい低下はないものとして判断しております。

(見積り金額の算出に用いた仮定)

上記検討に用いた実質価額は、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した財務数値を基礎としつつ、超過収益力を反映すべく中期経営計画等に基づく将来キャッシュ・フローを用いて算定しております。

(翌年度の計算書類に与える影響)

見積りの前提とした条件や仮定の変更が必要になった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

担保に供している資産

現金及び預金

4,500千円

担保に係る債務(※)

買掛金

18,602千円

未払費用

943千円

(※)宝印刷株式会社に帰属する債務であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,104,464千円

3. 関係会社に対する金銭債権または金銭債務

金銭債権

87,479千円

金銭債務

4,950千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益

2,681,748千円

営業費用

31,669千円

営業取引以外の取引による取引高

1,674千円

2. 固定資産売却益の内容は、以下のとおりであります。

建物

△154,242千円

構築物

△215千円

工具、器具及び備品

△0千円

土地

1,949,344千円

計

1,794,886千円

(注)同一の売買契約により発生した固定資産売却益と固定資産売却損は相殺し、損益計算書上では固定資産売却益として表示しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	175,785株	(注) 287株	(注) 2,790株	173,282株

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加及び減少の理由は、(連結株主資本等変動計算書に関する注記) 2の(注)と同様の理由によるものです。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	2,977千円
長期未払金	21,426千円
役員報酬（株式報酬）	6,576千円
未払事業税	12,906千円
資産除去債務	5,767千円
投資有価証券評価損	51,421千円
会社分割による関係会社株式	232,064千円
その他	17,778千円
繰延税金資産小計	350,918千円
評価性引当額	△80,726千円
繰延税金資産合計	270,191千円

繰延税金負債

固定資産圧縮特別勘定積立金	△443,977千円
その他有価証券評価差額金	△439,029千円
繰延税金負債合計	△883,007千円
繰延税金負債純額	△612,815千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債（繰延税金資産の金額を控除した金額）が18,107千円増加し、法人税等調整額が5,571千円増加し、その他有価証券評価差額金が12,535千円減少しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	宝印刷 株式会社	東京都 豊島区	200,000	ディスクロージャー 関連事業	(所有) 直接 100.00	業務の請負 不動産の賃貸 役員の兼任	事務管理 業務の受託	864,000	売掛金	79,200
							不動産の賃貸	355,368	契約負債	25,306

(注)取引条件および取引条件の決定方針等

業務受託料については、人件費等のコストを勘案し、合理的に決定しております。

不動産賃貸料については、近隣の取引実勢、物件の所有管理に係る諸経費等を勘案し、決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)
4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,921円19銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 222円92銭 |

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は連結配当規制適用会社であります。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年7月16日

株式会社TAKARA & COMPANY

取締役会御中

和泉監査法人

東京都新宿区

代表社員 公認会計士 大橋剛
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山下聰
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社TAKARA & COMPANYの2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TAKARA & COMPANY及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年7月16日

株式会社TAKARA & COMPANY

取締役会御中

和泉監査法人

東京都新宿区

代表社員 公認会計士 大橋剛
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山下聰
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社TAKARA & COMPANYの2024年6月1日から2025年5月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2024年6月1日から2025年5月31日までの第88期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役と協議し審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門であるCSR部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を求め、重要な決裁書類等を閲覧しました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、執行役員等及び和泉監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役、執行役員等及び和泉監査法人から受けております。
- ④事業報告に記載されている「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 和泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 和泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年7月18日

株式会社TAKARA & COMPANY 監査役会

常勤監査役 菅谷憲利 印

監査役 松尾信吉 印

監査役 高野大滋郎 印

(注)監査役松尾信吉及び監査役高野大滋郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上



株式会社TAKARA & COMPANY

<https://www.takara-company.co.jp/>